



貞丈雜記

十



73
6188
10



7 3
 門入 雜記
 冊 8188
 卷 10

眞丈雜記卷之十



弓矢之部

- 一 弓をたらしと云事
- 一 弓矢を調成と云事
- 一 ぬばとぎのり
- 一 矢を
- 一 暮目と事 四ヶ条
- 一 弓矢を
- 一 矢の羽と事 湯
- 一 美矢のり
- 一 篠矢のり
- 一 編矢のり
- 一 新矢征矢のり 二ヶ条
- 一 八張弓と事

雜記十

目一

- 養目一腰
- むらびきの弓 圖
- 新敷弓 二ヶ条
- 本まゝ孫弓
- ぬき弦せき弦
- 神代の弓矢と事
- 弓と辻
- せきつりぬの弓
- 弓のあサの弓
- 矢束長舟の弓
- そば白木の弓
- ぬき弓白木弓
- 弓のせんん巻 畷
- ぬき弓あ巻
- つく弓の弓
- 梓弓檀弓槻弓柘弓柘弓
- 十張弓
- 巻ばありの弓
- 弓のたぎりを定る弓
- 矢はさるゝ篋と弓

- こゝろ一巻の弓
- 矢の管あく六ヶ条
- 糸まぎりの弓
- こゝろまぎりの弓
- 弓の巻は口落きする弓
- のちちのころぎ 畷
- 矢と根品 畷
- つのぎよりれる畷
- かぎをもくとも弓
- おひ征矢
- ちり篋のころぎの弓
- 紙まぎりの弓
- うねしきまぎりの弓
- めしうげの弓
- 矢のもぎ事
- 姉を志やうする弓
- きやうの弓 畷
- 旗標品と圖
- 犬射と弓 芝巻と弓
- もちをまぐりしるゝ弓

- 一 丸根のりふ
- 一 指破 劔形ふ
- 一 荊藤の事
- 一 平根のり図
- 一 弓矢尺寸取方のり
- 一 小弓のり
- 一 弭根の事
- 一 ひきやうまふのり
- 一 あゆのおもてのりふ
- 一 矢音の事
- 一 弓の舌蠅の尾鱗の事
- 一 平題のり
- 一 くら手膠のり
- 一 のこねのりふ
- 一 候野矢のり
- 一 征矢のり
- 一 小苦草のり
- 一 羽よりのりふ
- 一 矢差のり
- 一 矢さげびのり

- 一 矢は内向外の兄矢こたけ
- 一 白矢弓
- 一 弓、両方の蛇をひくことのり
- 一 弓の外弁あけ竹
- 一 かつらあば
- 一 矢ありのり
- 一 雷上動水破無破のり
- 一 白雲の物しんまきたる矢
- 一 本竹合せる弓初のり
- 一 ちきよせあるのり
- 一 非通の隔矢
- 一 弓のるあのり
- 一 的のこまふこのり
- 一 志きかのり
- 一 矢をつまのり
- 一 後三年画り 弓袋図
- 一 まき矢まのり
- 一 深相の矢
- 一 丸本のり ニヶ条
- 一 ちちむこの物

一 さく羽の弓
 一 犬射巻目笠掛引目の馬
 一 弓の形古竹かまの弓
 一 弓にきりきり薛を巻
 一 竹籠
 一 手突の矢
 一 百矢とよの弓
 一 白菱のりの弓
 一 公方様は弓袋
 一 上ぎりの矢
 一 弓はきりきり巻の弓
 一 引目を金巻射の弓
 一 犬追おのりのにぎり
 一 巻弓の弓
 一 糸巻の弓
 一 引目を獣を射
 一 八目の福矢
 一 弓杖を間おの弓
 一 雁股の弓 馬
 一 中ぎりの矢

一 征矢上差中ぎり射の馬
 一 空穂の矢さすの弓
 一 袴の矢の弓
 一 巻目と大小の弓
 一 巻目とまのりの弓
 一 矢のまけりの弓
 一 さく籠の弓
 一 だうばの弓
 一 エッ巻四ッ巻のまうけ
 一 そば巻の弓
 一 弓はきりきり巻の弓
 一 弦巻つるの弓
 一 笠掛引目ひきき目の弓
 一 竹の根引目
 一 ちく巻の弓
 一 材を巻の事
 一 草籠の弓
 一 巻石の弓
 一 せんたん巻せん巻
 一 二重赤漆の弓

夫木抄云世題
氏勢徳為家の
吾にあづきりや
けきの里の御を
さうろう花よのみ
わりのわりのまは
古歌カハをすく
云々云々云々カハサ
カハサカハのカハ見
まははあさ

もろしとらじと云はんづらと云詞のめいこととて 個皮と云ハ
毛先の惣々あきとも貴人のほろ久をさけん云ふ時
弓をほろあ〜とらひ久をほろあ〜と云る古の風俗に
一 久はめをけきと云いすめみの木に 阿海りらんをさ
あり樞の木のはは日んも〜いあやまり〜け事書札雑
雑書あ〜とあり 檀タンの木にありはまは羽の上布をさ〜
一 久の根はらんおりと云物あり根の先を劔のめく三
角は志を〜書札雑〜書は云ん志をけん
さきとや海龍由貴殿社作は云く貴殿とハ伊勢也
と云さ〜ん〜

一 征ツ久クのめりも〜い〜おひをやのみこと書札雑〜書
は見〜らおひをやとたえひう〜さす征久〜
一 十六久はとどり久をば〜い〜廿五久の時〜廿五
の内を二ツ取のけとどり久をさ〜添て廿五〜と
書札雑〜書はふ〜い〜久の〜
一 久を糸もぎます〜い〜左よりの糸布もぎハ君
よりの糸も〜い〜小笠系流 多々賀豊後ハハ
ぎ〜秘事と云〜り 捷物ハサモに記す見〜り
一 墓目トメの木ハ朴ハクの木布〜桐キリの木ハ略〜軽き〜用〜
一 養目の長サハ 大方四寸〜然れども 弓の強きハ大ひきめ

真丈云四寸マリ
フセハ細一五寸
マリ一五寸一堅
の寸一五寸増
し一五寸一堅五
寸一五寸一堅五
寸マリ見よ

東鑑ハ引目の
字を用庭訓從來
ハ八葉目の字を
用庭訓從來ハ

弓のよみおふ墓目を用ゆ也すいぶつのおんあそのよみおふ長きも随
々五たるとハ長サ四寸あるハ目の上のよみおふ四すまの
こ上の方よりめさきおめて志を付て少在る也おれ
也目の数ハおふも志を付て三寸五寸目といふあふのりも委細
こころハ拾ハ射子具足秘傳あり

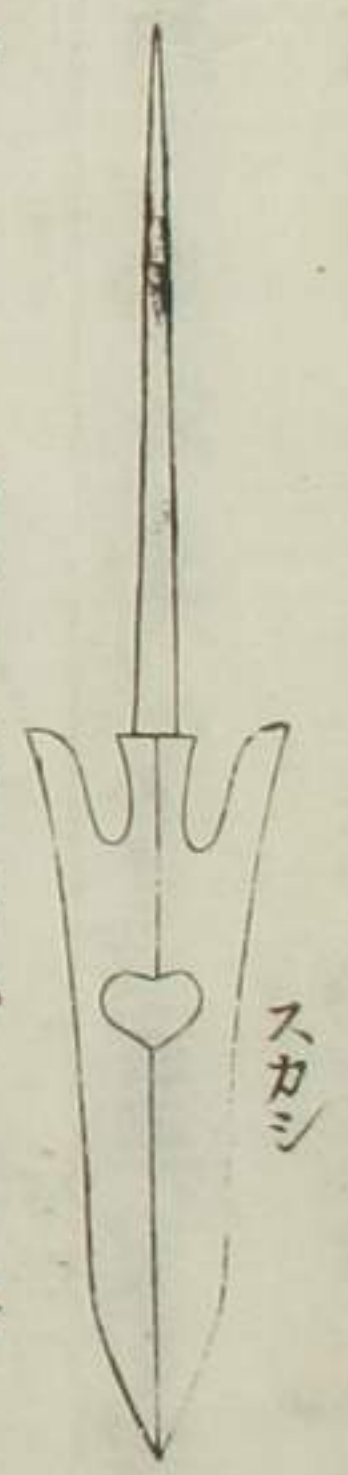
一旧記ハ八墓目ヒキも引目ヒキも書り真衡云ひさめと
ひさ目と云ふ目ハ風入てびくおへびさめと云ふ
を略してひさめと云ふ志の響目と云ふ本字
おれと云ふ目ハ志を付て墓目も引目も字を
おれと云ふ墓目字ハおれと云ふ目も子細もあき一説

墓目の形ハ青墓の如く形ハおれと云ふ目ハ志を付て墓目も引目も字を
おれと云ふ墓目字ハおれと云ふ目も子細もあき一説
志を付て墓目を用ゆ也あそのよみおふ長きも随
々たるとハ長サ四寸あるハ目の上のよみおふすまの
こ上の方よりめさきおめて志を付て少在る也おれ
也目の数ハおふも志を付て三寸五寸目といふあふのりも委細
こころハ拾ハ射子具足秘傳あり

一 弓矢の形あるものなるを弓矢の形あるものなるを弓矢の形あるものなるを

方より引けしは引けしひげあり

此の形あるものなるを



↑カリ矢ノ形也↑カリ矢ハ別セ下ニ圖アリ

射るるるるを引けしは引けしひげあり

まのけしるるるを引けしは引けしひげあり

一 鷲目をあう形あるものなるを

う形あるものなるを

武雅記はあうものなるを

まのけしるるるを引けしは引けしひげあり

まのけしるるるを引けしは引けしひげあり

一 矢の羽は真羽と云はるるものなるを

小鳥あり大鳥あり鴨の字は小鳥は鷲の字也

以て矢の羽は尾を用はるる用害記と云大鳥の羽は十四枚

小鳥羽は十二枚也と云是尾の羽数の多し又いふに

と云は海邊はまむ口と云は羽は石少切箭毒黒中

黒本黒黒体羽雪白中白うすべからず

品あり石少と云は箭の多しは鳥は鷹の尾の名あり

出するは鷹の尾をひらげしを名と云は鷹の尾の名あり

牙一の羽を小石少と云牙一の羽を大石少と云已一の羽

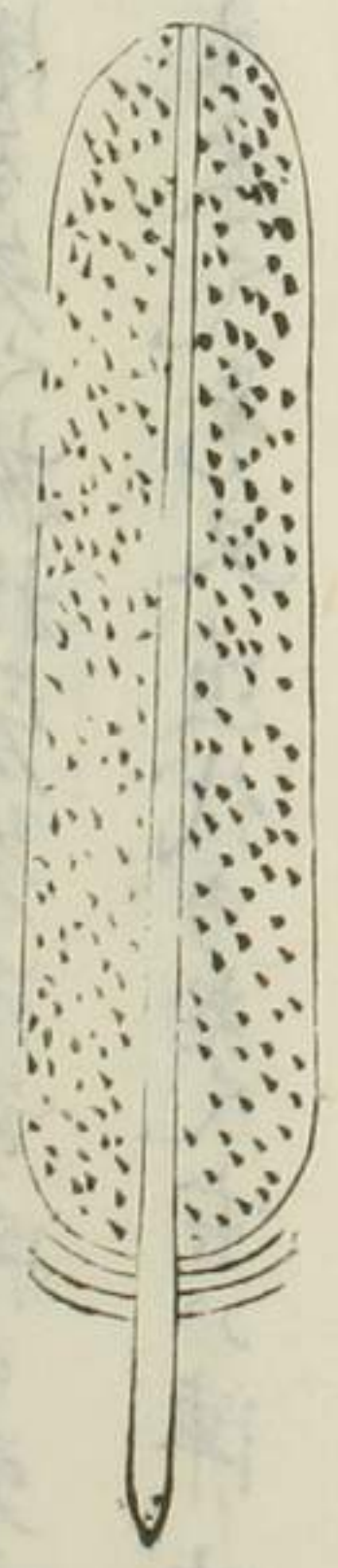
も是も同じ石少の紙矢と云は紙羽と云は紙矢の字

又横水きり
又方目きり
又信州梅首雞
とも書くは戸
イセさんと云ふ
あり

右真羽の圖は是大方通用の羽はけ弁柄の文翳り名
是羽の繪別は一巻昔より傳來あり

うすや

うすやハカスラ
羽りハカスラ
又
霞文ともいふ

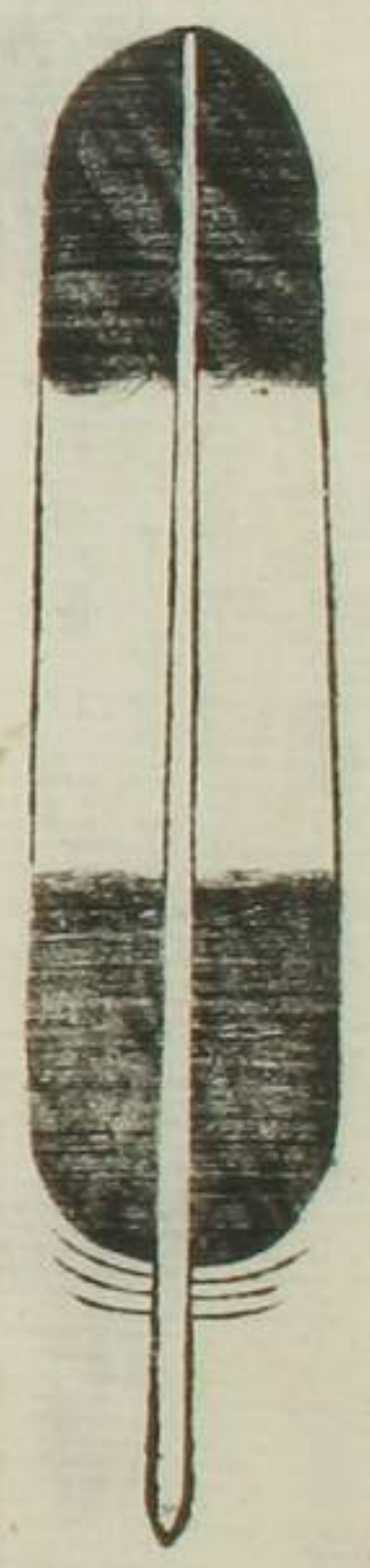


うすべうと云ハ布ハおまめかとおまめきと云ふの羽は如
くも故をいふおと云くおまめかをいひあやましくいふべ
うと云くおすめをいふ護田名乃事之保平盛衰記了
護田名尾と書くうすべうとよむ之保名抄は鴉一名を
澤虞即護田鳥也保名乃於酒賣止里と何りおすめ

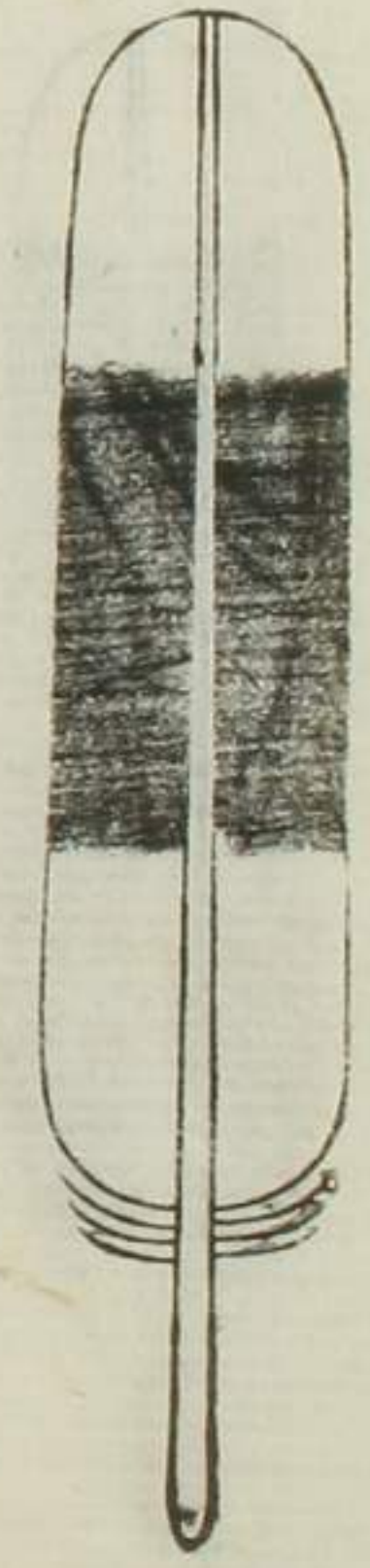
雜記十

七

中白

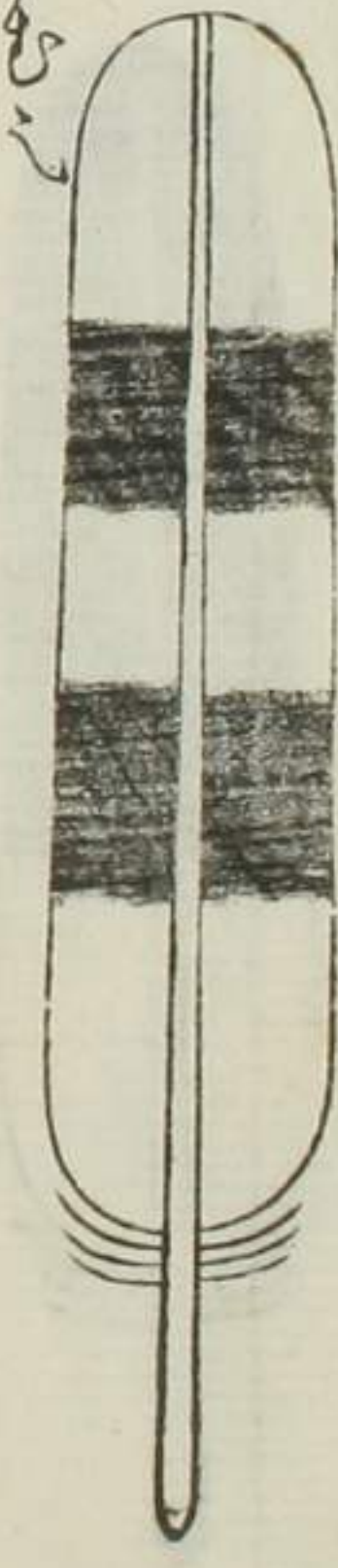


中黒



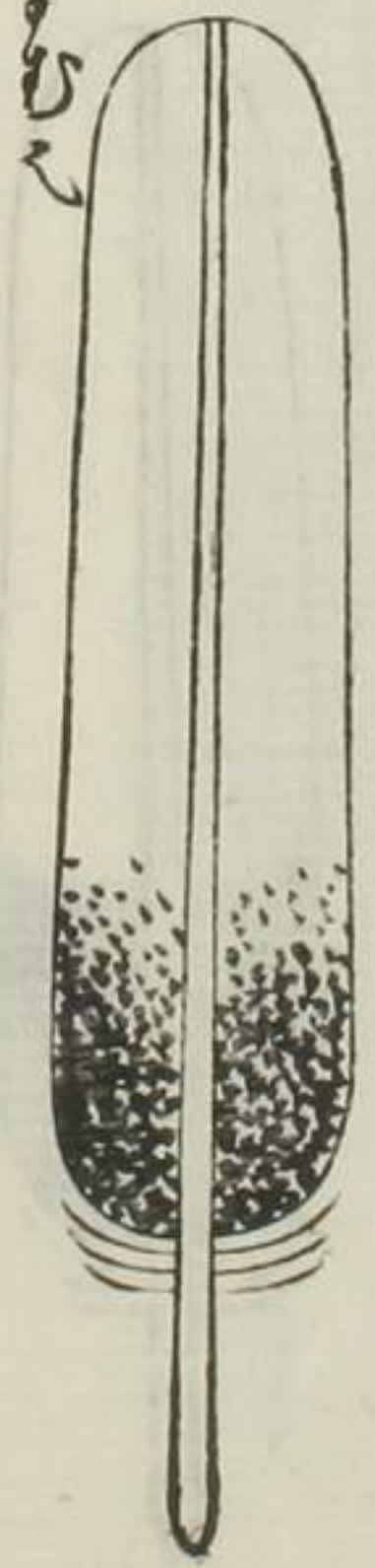
切文

キリウともいふ



うすお

ウスベウともいふ



射く羽矢の
 飛ぶ時をくわ
 まくくらしを
 とりてゆくし
 かくらみをも
 をくらしをく
 元なる心あり

江戸の関東よりハコネの古書又ハコネの古書より云田の

水口は居て小魚あど喰ふを云^{コイサギ}五位踏まはつる鳥也

差久と云ハ昔を炙籠^{アブリ}りして羽の鴨^{カモ}の身二の羽をてま

根の本より作日すきくろく矢の如く此矢ハ三十三間堂の

通し矢あどは用る近代の物也古書ハ沙汰あり近代

も有り出流の弓の作匠の好まし差久の振振も少く

遠何とぞ

標矢ハ遠矢^{トラヤ}は用る矢ハ振振は矢同前鴨の身一の羽を

用るもどと云根も本ハ是又近代の物也古ハ陣中より

遠矢を射る人も多し古書ハあせとるく射る矢

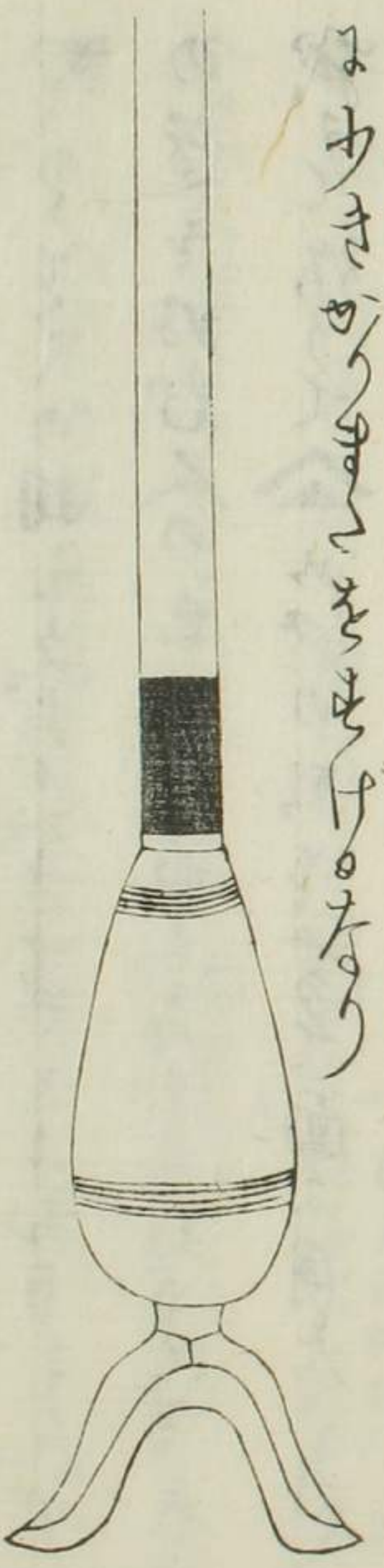
標矢あど云物を振置て用るふあらしす^{ハコネ}

中にあらしを射て射ては標矢古書ハ沙汰あり

くり矢ハあらしを射る矢ハ^{クルリヤ}辨矢と書く木より志んどう

の形ハごとく作り軽く水は深く振まはるは甘さき

少きかりすくをまげのなり



くる矢の根ハ墓目の如く丸をうけあはるる矢也

ある振まはるは合せて糸をて捕まらう軽くはえぬる也

うすくの羽右の繪圖の如く美羽の古書ハ云云

くらも矢古書
 くりくろ^{近代}の
 二^年百^首佛^仲
 正の^書ハ我^意ハ
 くら^もい^あす
 川の^せまた^ちあ
 香^のあ^らち^も
 あ
 古^まは^抄う^ん
 光^大曰^くかり^矢
 水^{の上}ハ^房を^を
 射^まは^らう^てや
 なる^の矢^{あり}

太平記は藤房
 通世の系は海
 の面の羽は
 平胡録の籠
 修原と云ふ

今いふべき羽を二つと云ふは何を指すか

一 突羽ツキバふあゆのおゆくと云羽何り真羽の終ハジメは

二 ぬは二品の鳥トリと云

三 ぬは二品の鳥トリと云

ぬは二品の鳥トリと云

ぬは二品の鳥トリと云

ぬは二品の鳥トリと云

ぬは二品の鳥トリと云

一 突の羽は鷹の羽と云はふたつこの羽の多しふたつこの八角

獲トクと書く古コハ蕭慎國シヤウジンクニよりふたつこの羽を多く後

きりとはけ國の羽羽ハはせしれは物と云ははりしれハ

ふたつこの羽を蕭慎シヤウジンの羽と云は蕭慎と云國を上古

ハ鞞カ鞞カ國ともいひし

一 軍の時戦の初ハジメふ痛イタふ山ヤマを鷹トビ鳥カササギ蜂ハチ蜂チは五イ

乃羽を何色ナニイロもとも用モチはる通例ツネニ之蜂ハチ蜂チと云ハ蜂ハチを好ヨクべ

食クハふはるハと云悦ユキあり

羽ハハの字の形カタありをもちふはと云

一 草クサ麻アサ圓物マダラモノハ一ヒト子コ神カミ頭カブト一ヒト目メと射ヤりし

一 野ノと云ハ征セウ突ツキの事コトあり

夫ソノ根ネの劔ケン尻シラ柳ヤナギ葉ハを舌シタありを用モチ之折オリ突ツキハ庶シヤク將カウ

夫木抄曰民初ハ
 為家多ハ由ルハ
 射先ト云々云々
 此の多クモ云々
 一々云々
 参考保元物語
 九のさうたの
 行矢一腰云々
 左監云々云々
 野箭一腰
 除却野矢云々
 云々云々

射る矢之も征矢のこころあれも鹿相よこころ
 羽ある何羽もともありふさうせしむ野山も羽の村
 射る矢あり野矢ハ鹿箭シヤエヒラ一名ハ狩箭ありす矢也
 東鑑卷二十二云京兆被献野矢行勝等又同卷嘉禎
 四年二月七日將軍頼經公入洛行列之中次二衛乗督二人
 トアリテ其下ノ詔童野箭候御輿右童野箭候御
 輿左又同卷十一のや一トアリ又同卷二十二將軍御出
 隨兵候先陣六位十二人著水干負野矢在御輿前同卷二十七義
 村獻御引出物其中御野矢云々何の野矢ハ行列の時
 にも負ひ引出物も献せり同卷二十四仁治二年上

月四日為武蔵野水田開發御方違渡涉干秋田城ハ義景
 鶴見別庄中宿老帶野矢若輩為征矢云々○征矢云々
 運頗チカツラ箭思塗ユヒラ箭盛野矢ハ狩箭カリエヒラ一名鹿一箭ト云鹿子盛モり負オカひ
 一あり一箭も野矢と征矢と差別あること又東
 鑑卷四十云前後供奉人皆着直垂帶弓箭而歲早
 以後人ハ皆負征矢四十未滿之輩一野箭云々
 野矢の羽のなきやうに半小笠系兵庫助長秀記云
 所狩場の所供之騎馬ハ騎射へ出立水干行勝云々
 皆をなきやうに鹿の尻籠シコを負て上矢ハ四目
 をさす一羽ハこりなきことハおのひハ持つ也云々

羽の端を折らざりて生れのみして置くるを征矢の羽の端を折るは又征矢の真羽を本とす時矢の何羽をも用ゑ征矢のつら拾法式あり高忠史云時矢の法式無きは野矢と征矢の差別也四目のつら野矢のつらを鹿矢とも云ふ時矢のつらも鹿矢のつら也我我我我日本紀敏達天皇紀は獵箭矢やとよむ獵は射の意野矢の事あり

一 八張弓と云ふは神代の四弓と云ふを崇めて定むるあり
 あり神代の四弓と云ふ大日靈尊の持ひし弓を時矢

弓と云高皇尊靈尊の天稚彦小孫弓を發向と云ニキノミコト云瓊杵弓の天降り時供奉の徳神の持持弓を獲持弓と云ユホーテ出見弓の持持弓を治世弓と云神道家の祝ひも日本紀國事記古事記を云上古の神事座陣弓獲持弓治世弓あり云名が見えす後名付る名は神代の四弓の名を崇むひて八張弓の名を作りしありト三依一統の首著檢の作法を記しし箇条より太平弓よりト云あり是を以て考水は是利原の法代は後八張弓の名ありしとされし世にあやゆく用とるる三依一統

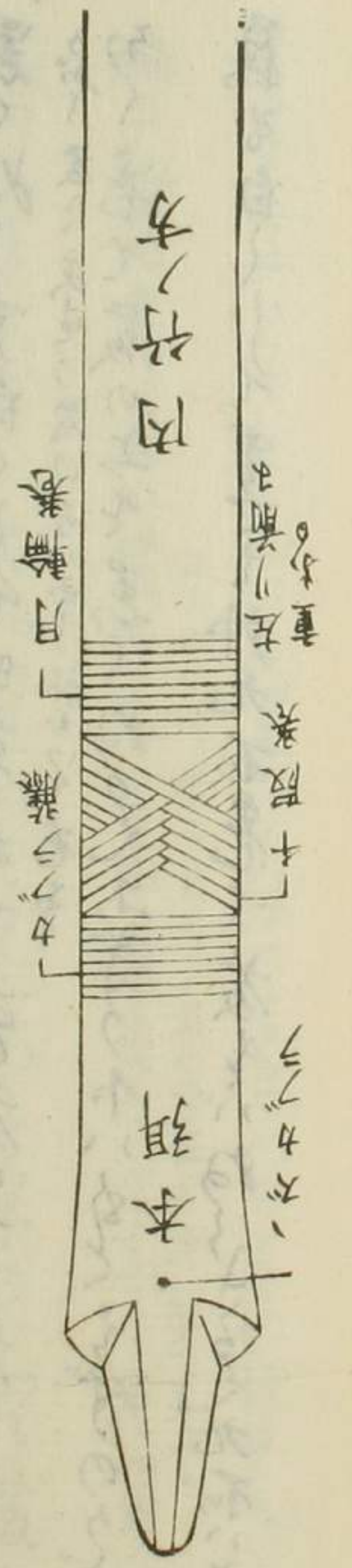
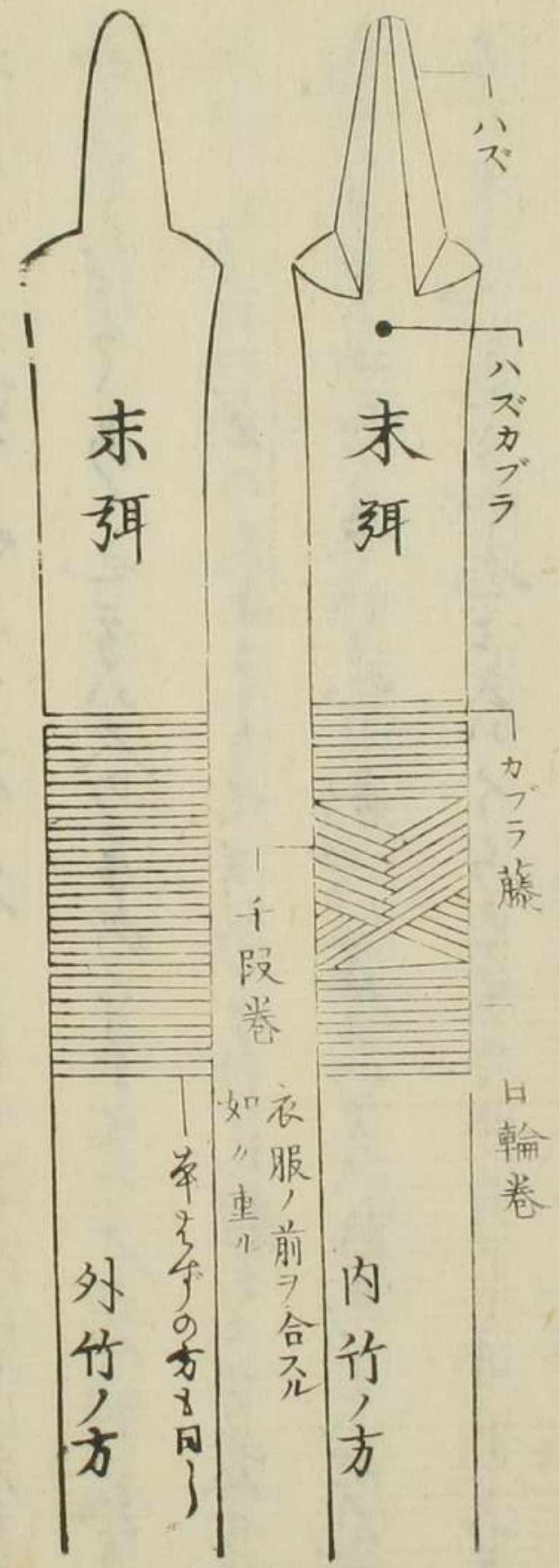
の外ハ正時代の高ハ八張弓の名ハ見えず志げ後本を
撰ぬる弓白木をば白木村と云二所後作る者あり云
名ハ見えずれも太平弓蛇形弓羅形弓相伝弓四足弓
陰陽弓福花弓世草弓木の八張の名ハ見えず又流儀
よりて八張弓の名も遠より本ハ小笠原ありて定め
事よしをれよりて外の家よしも少く後の教ホを
名をも替へて某の流ハ此と流儀を云ふ物あり
小笠原ハ正刺敵の正代も弓馬の正流といひ
事あれハ小笠原の祝を本とす下ハ又外ハ一張弓と云物
名の弓の形ありて西流の蛇の形ありて云外

弓の弓ハ似せる形を作らぬおぎりより上三十六両後を考
不動弓^{ドウキウ}の三十六童子又三十六童子^キより下
八所後を考て廿八所^{ホケキヤウ}あり又正流^{ホケキヤウ}の二十八所^ホ
ありて云説ありてありて物ありて外
九張弓十張弓ありて云流の流ありて物あり何也
も古書ハ見ざる弓の名もま一甚いなり後人の作
意ありて作らしむる物也

一 藝目一腰といふ四ツの弓ハ大進おの時ありて古ハ
四の腰よりして出する故に後ハ三の腰よりして出する物
てありて此も小藝目一ツの事を一腰といふ人あり何也

式化は梅檀ハ
 中々著よりつ
 ちと云る所
 せんさんそハ二葉
 のひききたり
 云云又云る所
 と本を云と二和
 二あるゆへ二葉
 ありて梅檀卷
 と云と云り是ホ
 の花用かきす

一 弓のせんどん巻の千段巻と書く是本字之梅檀卷と書く
 一 悉く梅檀ハ木の名也香木也
 せんどん巻ハ十文字ノ反をまへん子の敷の
 十を字あててなり成るは十文字をいへば反も字あててなり故千
 段巻と云へば梅檀卷と書て是くの説あれともむりうき
 況んや古代物ノ名を付るはむりうき義理ハあきなり



カブラ藤と云ハもづぐりの反と云るあり悉て物乃根をうぐると
 云くもずの根あり也(もづぐりの反)と云く○日輪巻月輪巻と云ハ
 上ハ陽ノ日ハ陽ノ依之上の反を日輪巻と云又下ハ陰ノ日ハ陰ノ
 依之下の反を月輪巻と云只陽ノ反陰ノ反又ハ上の反下の反あり
 云へきるを名を弄妙はまへきある日輪月輪を以て名付る
 悉く日月の反は付きてやうき義理をわとむる却るありま
 義理のあやましくもた説をよとまへりむりうき義理の入
 る説ハ皆近代の作りもの○悉く弓の反ハれぎりの上の反は射の
 矢ノ反はれぎりの反と云○悉目たききの反ハれぎりの中
 の反はれぎりの反と云○悉目たききの反ハれぎりの中
 たるをにぎりの下をさし沙かかくをたききて後すゆひひきめたき
 と云く又悉目たき人を射るをたきりもあつた軍陣のゆみりも
 悉目たきと云く悉目たき人を射るもあつた

又關弦の事
是より二枚用
するなり

つくを抄るハ
丸本より抄る
本竹合せし
弓は抄るの
事なり

あめくると六射をくくしと云ふは、強ハ軍隊に用ひ

一 弓は一寸の二寸の三寸と云ふ、物敷の類は寸の

一 弓は一寸の二寸の三寸と云ふ、是も物敷の類は寸

一 矢は寸の二寸の三寸と云ふ、是も物敷の類は寸

一 矢は寸の二寸の三寸と云ふ、是も物敷の類は寸

一 矢は寸の二寸の三寸と云ふ、是も物敷の類は寸

一 矢は寸の二寸の三寸と云ふ、是も物敷の類は寸

一 矢は寸の二寸の三寸と云ふ、是も物敷の類は寸

一 矢は寸の二寸の三寸と云ふ、是も物敷の類は寸

一 矢は寸の二寸の三寸と云ふ、是も物敷の類は寸

同記は銀の執りたる弓の普通の弓四五人より存せしむる

弓の左の肩は抄りけり又同書は銀のつく抄る弓の事

を抄るを帆板サハにあはせし事なり

盛衰記は上下の弾は角入れし事なり

うらまはす事なり

お新の事なり

太平記は狼の矢とあるハ公家方と近衛の官人の持

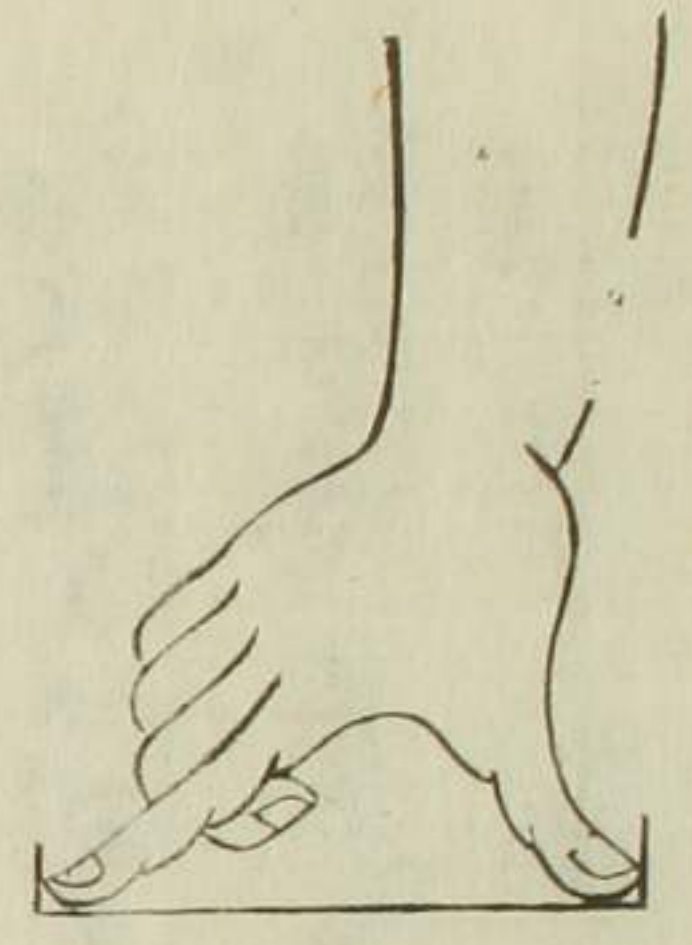
矢の如く狼を以てし事なり

此あり狼の執りし事なり

云ふ事なり

盛衰記卷十一
藤子入道問答ノ
事上下ノ彈ニ
角入タル重藤人
持持リケルトナ
リ彈字ニツクカ
ナラ付タルハ誤ナル
ハシ彈字ハヤトヨム
字ナリ極本ノ盛
衰記ニカナラ付タ
ルハ後人ノ所為
能名ノ自達アヤリ
多シ用元ニ足ラズ

右の乳の巾を平にせずをあるて丸の子をそのへて其とて
 左の乳の巾を平にせずをあるて丸の子をそのへて其とて



○つよくゆひをひくつぎ又なむすぢりぢり
 指をひくつぎ
 ○大指入さしゆびをのびて大かひのうら
 より入さし指のひきを五寸と持て
 ○一寸と云い入持ゆひをうめて中のうらむとて
 一寸と云ひし

常用抄に云えつこの手やと最上の秘る之老若とも
 人の手は七尺五寸又八十二歳あり未法
 一丈一尺定めて七尺五寸と云ちりうまあ
 又云尚流手のやとげけのやま手の指を以て七尺
 一寸と云ふ法は九寸と云ふと云ふ

手のよきうを定むる射の方の書に云ふのにはうのよき

右の乳の巾を平にせずをあるて丸の子をそのへて其とて
 左の乳の巾を平にせずをあるて丸の子をそのへて其とて

一 矢ばの長廿の年射の方抄書に云えはる廿の年射の方抄書に云えはる

右の乳の巾を平にせずをあるて丸の子をそのへて其とて
 左の乳の巾を平にせずをあるて丸の子をそのへて其とて

又人よりして十四歳も又十五歳も又十六歳も又十七歳も又十八歳も

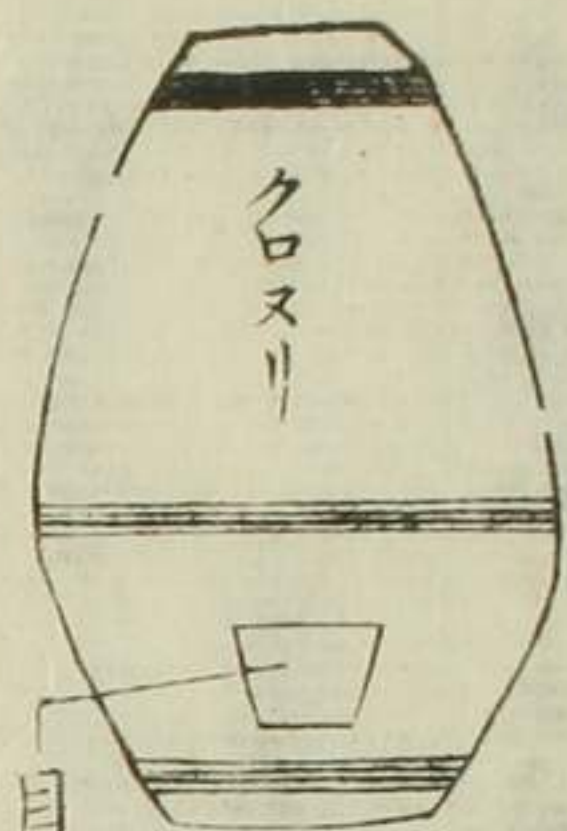
いそぐつと云ふ一丈一尺一丈二尺一丈三尺一丈四尺一丈五尺一丈六尺一丈七尺一丈八尺一丈九尺一丈十尺

木棒ト云フ故木
ニテ作ルガ本々
クニ思ハレトモ木
ハ界ナリ

木ワリノ事義経
記ニ見タリ聖
木イ千井ノ木ナド
ニテ廻リ四寸長六
寸斗ニ拵テ強弓
ノ射手是ヲ以テ
松ノ楯板ナドヲ
射割ルモ故木割
ト云ナリ

或は況まきわりの木をて作らぬ木棒と書ト云ハあやうく
むあるとも作ともハ改あり
まきわりの木棒と書ハ木の棒の如く此名を
改て作らぬと云ハあやうく代り木棒と書ハ

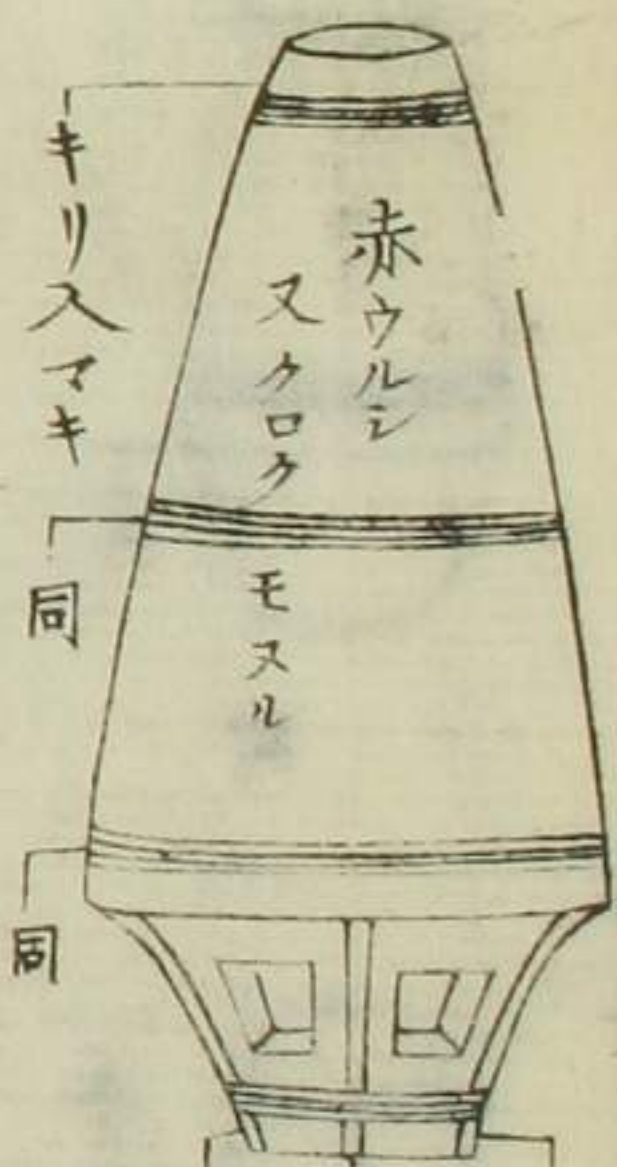
まきわりの馬



此図ア、
目四所ある
名ヌリ
一斗あり
目ナリ



自四所ある



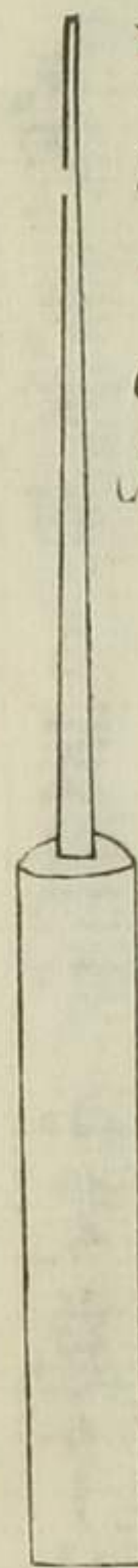
カザカヘシト云

目バシラ
目バシラ
目バシラ

キリ入マキト云ハ切クホメテ
赤ニテマクナリ

右何れも木をて作ら

鉄ナリ丸シ

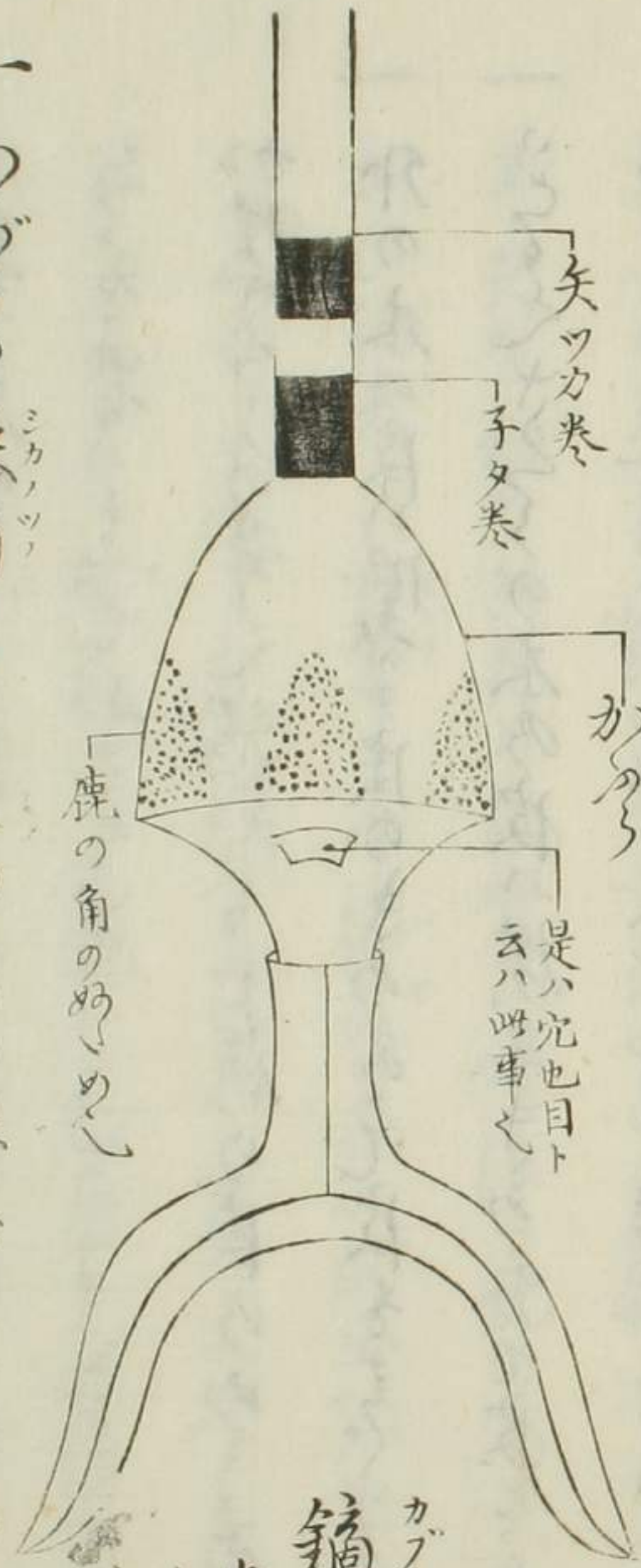


先ハ平ナリ長無ハ
弓ノカニヨルヘシ又フ
トサ弓ニヨルヘシ

應仁記曰神保宮者徳川安富民部ヲ許ハ使志を遂
今朝矢負の丈河東より最突て若狭を以て百木棒を
かー合カレトヤけ云々まきわりの木の棒の如く丸くして
まきを平に切らばて甲冑あるを透らば透らぬ
あるを楯つとて敵を射倒さば木をて作らぬと云ハ改
の木棒を略しと云ハ
此のぎと云ハ角のキハと云と云事ハ角ハキハと云ハ作
管ハのさくまの木の角を削りて角の中へさくま
管ハのさくまの木の角を削りて角の中へさくま
管ハのさくまの木の角を削りて角の中へさくま
管ハのさくまの木の角を削りて角の中へさくま

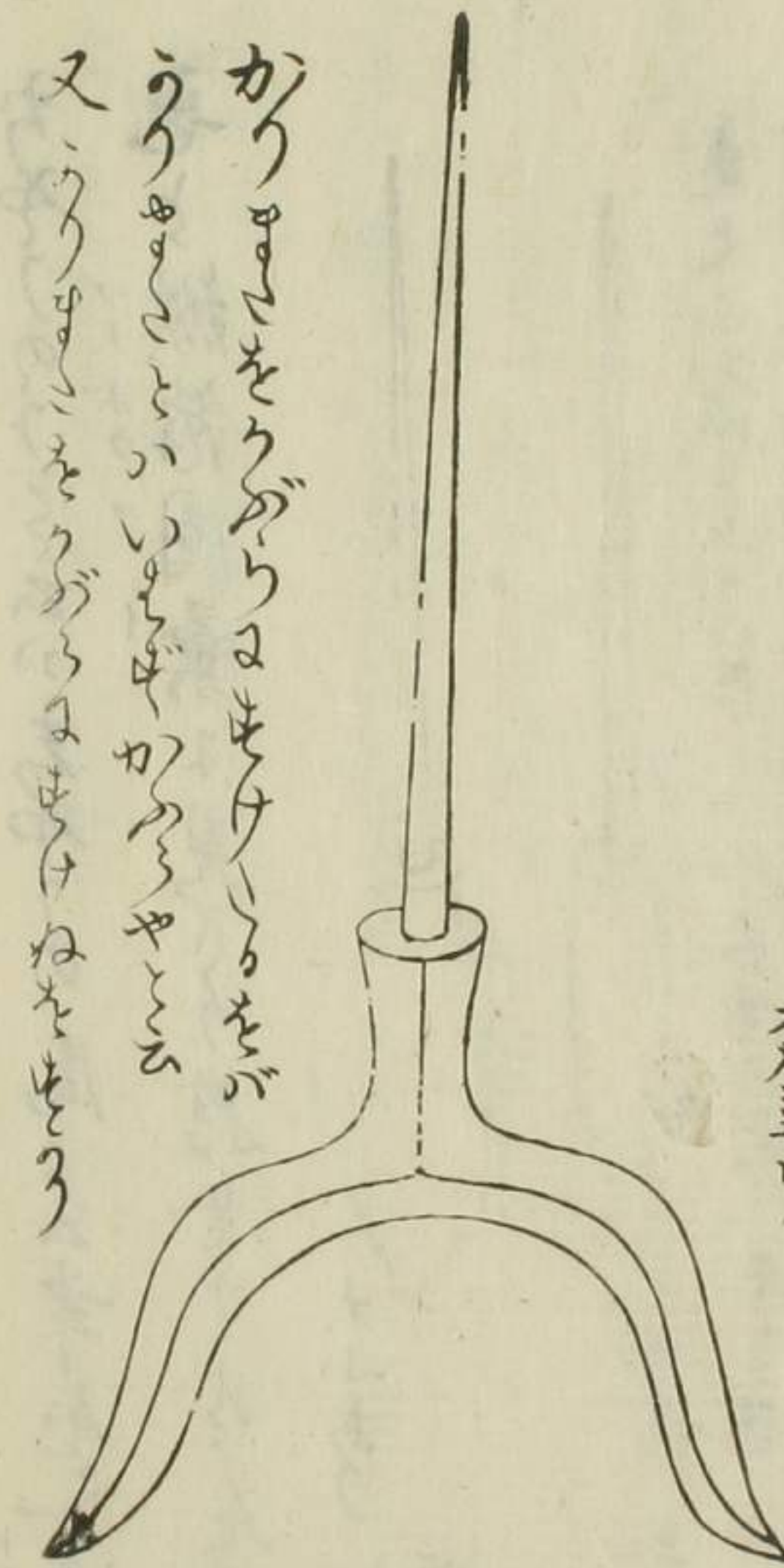
丈夫抄 氏親の
 有字おひめは
 冊多よすすふ
 つのうがうそら
 ける

かぎのついでにすかりやまのついでにさのついでに云ハ花のついでに矢
 を射せやうそかりまのついでにさのついでにさのついでに射子具足秘傳よ
 え

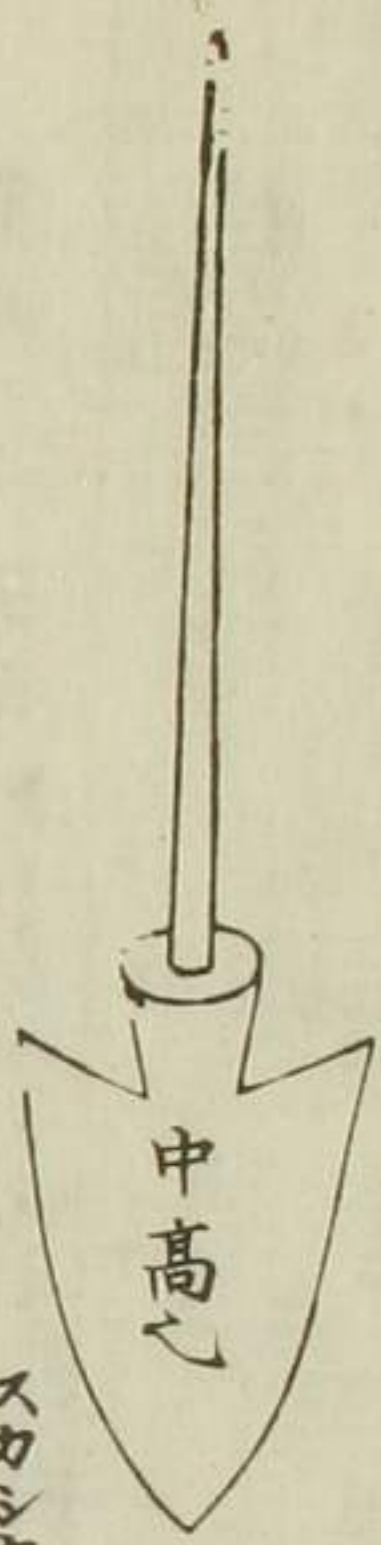


カブラヤ
 箭矢
 ねいめのめい
 うらやまのついでに
 へい

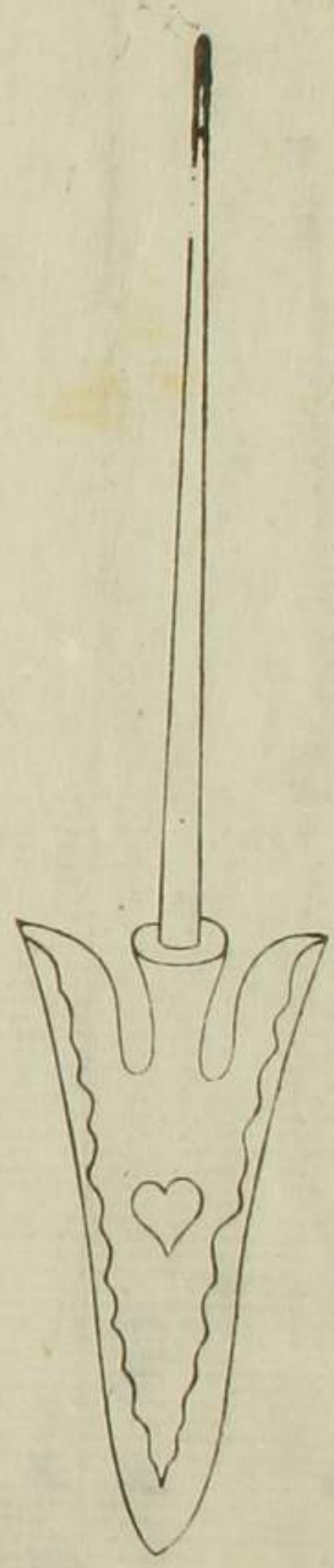
一 かがりハ鹿角^{ミカノツ}も又あつめの根^{ヤリ}も作りて世の目を
 三方よき^{ヤリ}の流^{ヤリ}馬^{ヤリ}を射るはついでにさのついでにさのついでに
 うらやまのついでに射るは
 木の木のついでに
 やがのついでに射るは
 一 若くは矢もさのついでにさのついでにさのついでに羽の定り眞の



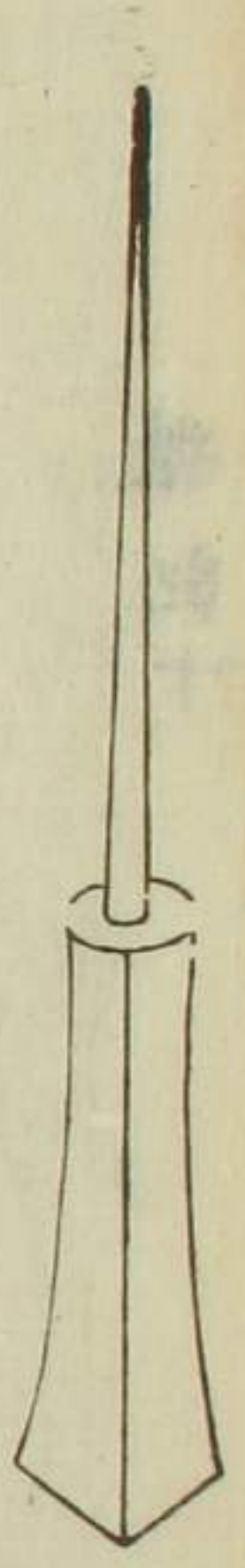
雁^{カリ}股^コ



トガリ矢



腸^{ワタ}繰^{クリ}



剣^{タテ}尻^{ジリ}

けん尻
 云ふやう

念ノ物ハ執念
ヲカケテ必射トル
ニト思フ也

又おひちやの時ハおのりのみ^{うら}をさうへうの^ちの^の時ハの^の身

ハうの^の身^をさす^まけ^づを^のま^の馬^の実^を見^へた^の

一 一の^の矢^のさ^の指^の圖^ハ書^札難^ニ聞^書の^何り

一 意^びろ^の矢^のさ^の指^の圖^ハ將^何記^の何^り

一 身^をお^のぬ^まひ^きう^らま^を云^祀あり^射の^目置^流射^的

書^の歌^ハ念^のの^の身^をこ^が引^のけ^て他^念あ^きこ^を

あ^くり^のや^せん^とあ^り此^の心^を探^を的^を我^おも^あし^ま

ち^をこ^が引^のけ^て他^念あ^く福^ひま^を射^ハあ^くる^のも

ま^へと^まち^のの^の参^考保^元物^語は^徳西^八郎^為朝^の矢

不^事を^記した^るあ^の矢^の根^ハ楯^破る^もあ^くび^のこ^の

こ^のと^のも^のを^さま^きを^ま厚^さ五^分廣^さ一^寸長^さ八^分

こ^のを^まち^をさ^をバ^筈は^まの^まを^まち^を何^りま^ちと^ハ矢^の根^の

本^の方^矢の^の切^口を^云圖^本記^のの^をこ^のま^のし^をま^ちと

こ^のと^見り^のを^この^ちは^ハ筈^を切^るの^こ

縁^侍の^まち^と云^字は^禪の^字を^用さ^るあ^やり^必し^一矢^ハ

の^根を^待う^る心^をま^ちと^云必^し待^の字^を用^へま^した^ル

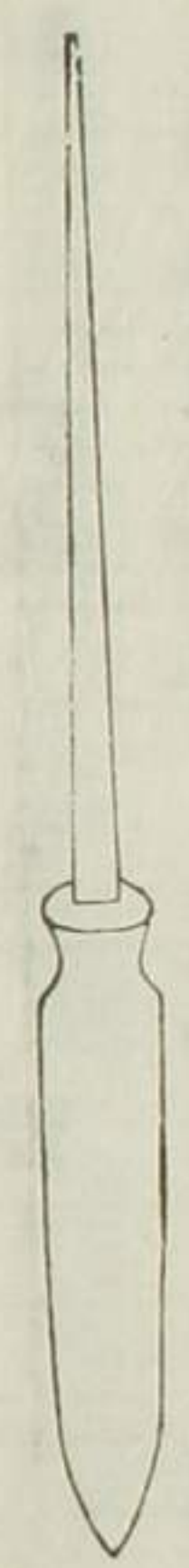
一 丸^根と^云矢^のち^のハ^楯の^葉の^こと^く中^ハ志^のま^をま^し

い^して^少の^を付^しカ^イシ^ノギ^のぬ^ハ細^川玄^有馬^の書

云^丸根^ハ今^人の^マウ^シガ^タト^マ根^と見^ゆ伊^勢常^志記^云

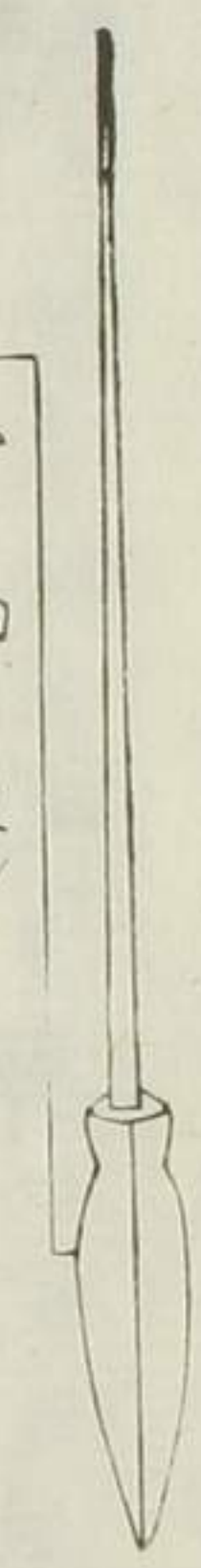
根^ハ丸^根或^ハマ^ウシ^形ナ^ドと^云射^具是^秘傳^云征^矢の^根ハ

丸根奉之家中竹馬記云ウツホニ久サスハ征矢ヲサス拭ノコヒ箕
ハ略俊之根ハ丸根揚枝形之劍尾モ宮徳ニサスニ不苦コルチヲ



丸根

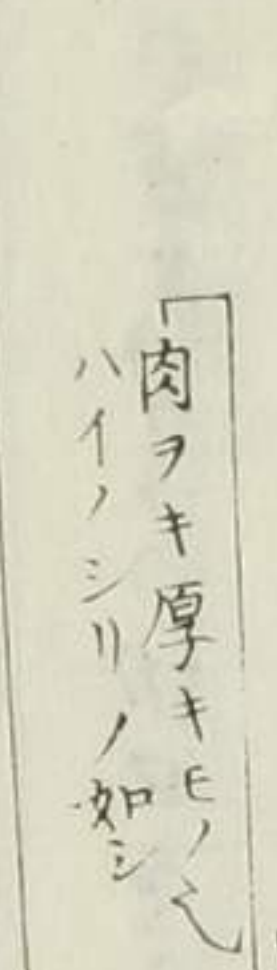
鳥の舌と云根も柳葉のこころ舌の舌の形之中ふたのき
きこころ板葉の形ハ根よりハ平きあり



鳥の舌



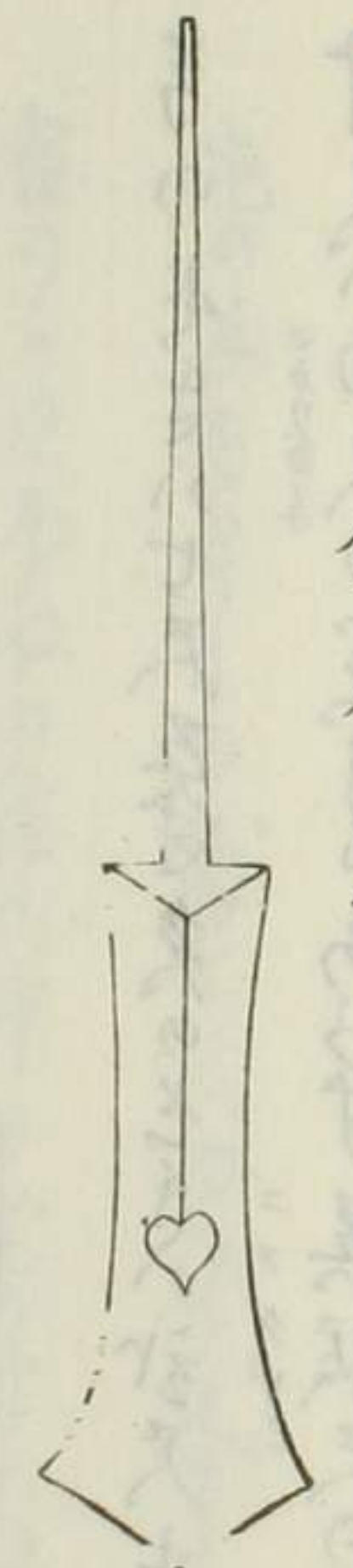
蠅の尾



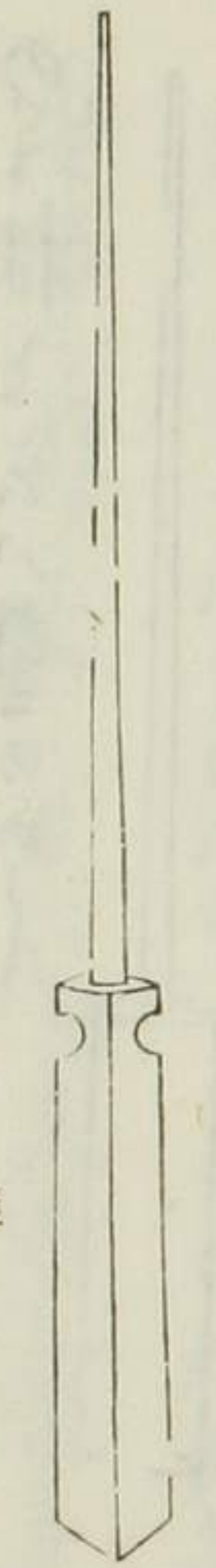
鯖の尾

肉ヲキ厚キモノ
ハイノシリノ如シ
ささきの尾ハハリのまきの形也
鱸と云真の尾ハハリ

オシロイハ劍尻の類也



楯破



劍尻 本名 劍鋒

つゞきニ品あり
推ノミト云
平題

延喜式は 延喜年中禁裏の 角の大いほき角の細い
ほき角の大いつぎとあり上古延喜の比ハ今のほき
はろく角のこころ角又ハ木ヲ作り
弓はまろく炭ハ本名ハ萩藤といふ萩藤といふ草の茎
の皮あり是を炭と云あり

大木抄六帖題
俊實朝臣々々
てのゆうすても
すのつてつき
こころあはなり
まきすのつて
きハ揚うて作ら
ゆいつきある
鈴のまきと云と
るあり候あり

其和をよきう草のふと定りて古古代の弓矢の寸法を
 今これを知らぬ人のしうりうの寸を以て定り奉り心好
 ちあやまりて人の手の寸をその長舟も定り故に人の
 大小は異なるる矢の尺も長短ある應にあらざれば上古の弓
 の今の世もこの寸法に異なるるは寸尺何れも同一かぬの
 古とのまじりの大小同一の寸法にあらざれば清三佐宣賢師の
 書に「新代抄」と云書に新代の弓の長さハ壹丈五尺二
 人位に及てその寸法を定りて七尺五寸と定りて一尺ハこれ
 と同じ法に異なるる作りたるは況んやあやまりて新代抄の既
 用なるあるは醫者の灸長を定りて病人の指の寸をとりて之を

大木抄西行法師志
 のうてすのうて
 るをのうてひひる
 長舟のゆけり
 我是雀少をよめ
 るんあのをせし
 のホをためたるを
 のうてハ男童

也を賣下ふかありて寸をとり點をあらすを回身寸と云ふ
 ある人も少き人もそのまじりの指の寸を用り故にこの
 大小相應に灸師出來るは弓矢の寸尺の定めも亦の回身
 寸もあやまり心く吾我子の寸を定り奉りても皆統流に
 人の好まらざるやと七尺五寸より短きを用の寸を強せん也
 一 候野矢と云名本鑑に見えり雁侯の矢の事く馬放矢
 こ云當世の寸法を唯すといふはかみこるこ云あるあると云
 小弓と云わハ武器と云は揚弓のゆたをづれのため
 何をびわく 延長五年四月内裏と小弓は勝負あり

中古今著聞集より 養久二年五月廿日鎌倉大官合筆

武説ニ云クフヤスヤセ
 ノトス五音通ススマト云
 ハスヤノ畧語也カリ
 フヤトカリヤナドニ對シ
 テスナナル兵ナド故ス
 マト云スヤノ詞轉シテ
 ノヤト云也云々自云云
 此説其ヨシソビラ夫
 然レヨリマサレリ

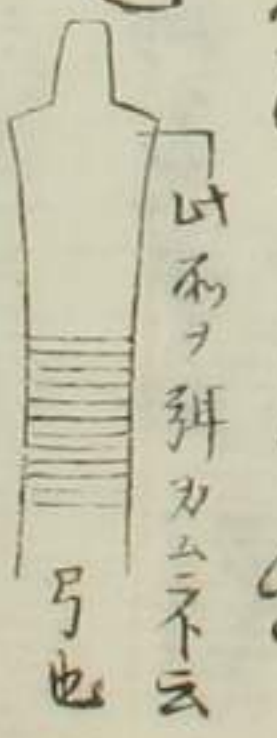
光大曰征討矢上故
 征矢ト書ト云フ説モヨ
 ロシクハ又一説アリ
 鷹ハ四ニテギタタ今
 征矢ト云也其故ハ鷹
 ノ事ヲ征鳥ト云ハ也
 征矢ト書テフヤト云ハ
 事ハ前ノ説ノ如シ

門の亭見し小弓の會ありし中東濫は阿り云惠法平の
 庭訓從來は揚弓者小弓と何ぞ有るやと云はしむる有るを
 是をくく置たり置て小き弓矢と射てあてしれ由の背を
 とむたむれし近世と因舎はありしと云

一 征矢ハ軍陳の矢之敵を征討す矢あり故征矢と書くこ
 是ハ指も知るしるもの征矢と書くを如くしハ知人
 あし貞丈按まらふと云名ハとびく矢と云を畧しと云
 ことありしとびくハ背の半之征矢をハ腋よりしと背
 負かおられし日本紀神代卷より大日靈尊の背より
 千葉の鞆と云百葉の鞆を肩より背よりしと云

鞆ハ腋の鞆之神代より征矢をハ背より腋より背よりしと云
 とびくやと云はしむるこびくやを畧しと云はしむるべし又背
 矢と書くを如くしむるを互音通考ゆへと云はしむる也
 も前と同義なり

一 彈根と云ハ弓の彈の根の弦のうらふ所を云はしむる也
 阿りしは解をさすのびくと云はしむる也



弓のさすは袋をさす也古書よりしと云はしむる也
 かむると云ハ根の半之弦も弦幅の根のさすはしむる也
 うむると云はしむる也

雜記十

卅四

あはれなるものありて
 舞人の顔の如く假面
 を何のあはれとてし



貞丈様はるる海人と云ハ魚をとる年を紫とすりたる海人

の顔も外の紫をもち者顔は耳鼻口遠あるありて
 面とされバ羽の文はあまの面といふ海人の面といふありて
 あはれ安麻のミ家の面といふありて
 八文字文

ハチモシジフ

ハチクマ クマタカ

文カキ上リ
 カタク下ル
 地白ク文ウス
 子ヅミ

あまのいも

地白文ウス子ツミ色

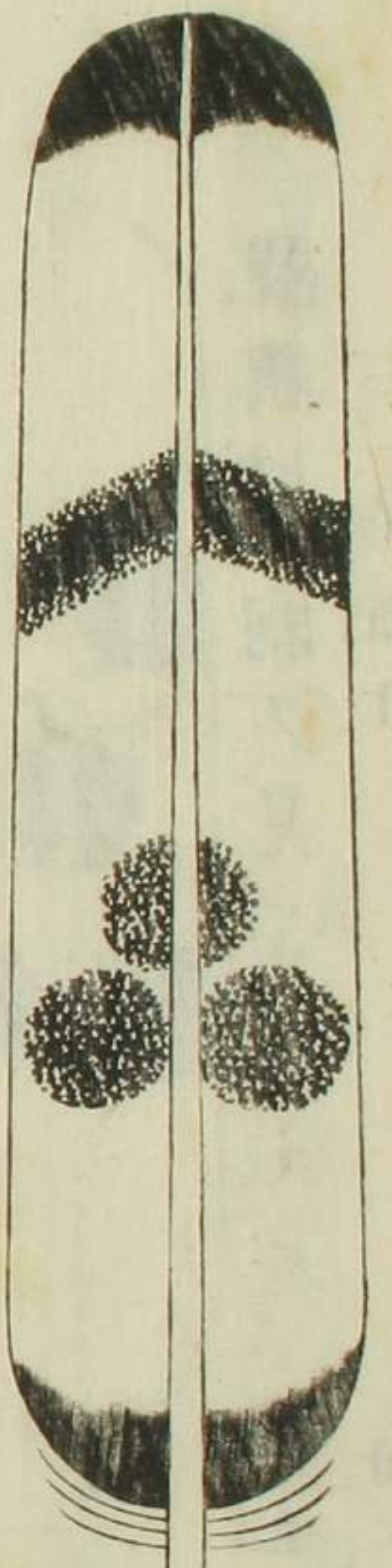
コレハ松前人
 エツへ行テ取来
 ル前ヨリアラ
 面ト申シ習シ



淡川親興此ノ羽ヲ見シ由談之是正圖也


雜記十

卅七



是圖正真也

ハカニ

一 此圖ハ天文元年三月小笠原民部太輔長棟の畧せし羽濠
 の中ニ之より箭の鏗川氏ヲ見て所せし其の本末思ふ
 ず此處ハ本末思ふ本末の白黒ハ其の思ふ中のみを
 を  是ハ此の事を以てあまのあまると云ふ

一 矢若と云ハおの射あへありともありとも夢を上るを云ふ
 犬追おの時犬を射しバ我頭をさる手へあしてあうと言ふ
 あ云ハ是矢若之犬追お射手具是記ハ云う又將の時
 藤を射て矢若と云ふをさるハ顔をか飯のけてあへ

長く是之猪祀記ハ見えし

多賀高志カ記セ

ヤオト

シンドウ

一 矢若と云ハ矢のおのありたる者之神頭の矢若ハむやう
 一と云ふトありしと云ふ四目の矢若ハひやうと云ふトありし
 是之雁股の矢若ハむやうなりと射切と云ふ征矢劔尻の矢
 若ハひやうと云ふとありしと云ふ福矢の矢若ハむやうと云
 一と云ふし小笠原笠原の善目ハ魚い志とありしと云ふ
 的出張記ハ見えし又犬射墓目の矢若ハと云ふとありしと
 云ふ犬追おの書ハ見えしひやうといひ魚いといひひいとい
 云ハ皆矢のそが射あうひびく言ふことトひひひいといひ
 ありといひハむやうといひなりと云ハ皆おのありし言ふ

定法はあはゆる事を知へし又酌出張記は云見久才久
まよりて久を射習と云る外向をも如く村内向をも
才久は射るにけり秘法はる智を如く射る事おと
と申傳ふことまより是を考せし定法はあはゆる秘事
と云あり

一弓馬故実云云如也やと云る内向外と云ふは少
しちりひをる弓はもげし羽裏のおへ取らるをも如く
知べし是を以てし久知へしき少ちがひをとい羽裏
の箭に向へるを内向外心得るは少ちがひありそれ外向
と羽裏のおへ向へるは内向外外へ向へるは外向と云れ

一 飛表を以ていひはひりひり

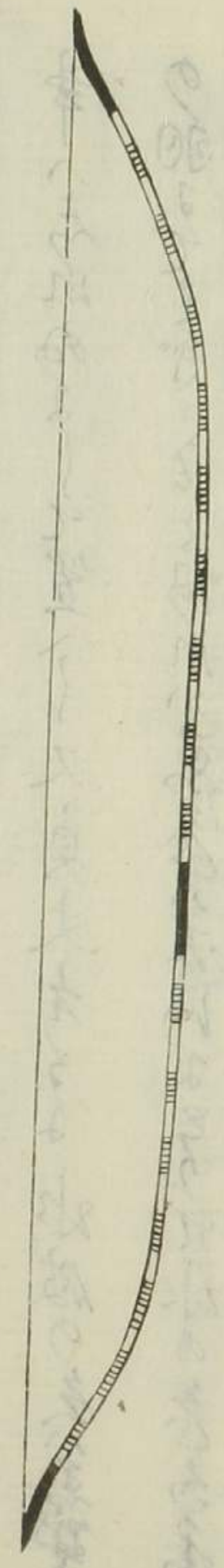
東説云ジツカカラ
ハ神頭ノ事也神頭ヲ
ジツトモ云也目ナシカ
ブラト目ヲクリテヤ
ルカブラト云是又妄説
也 追考神連ノ
カブラト云事ハ何ノ故
ハナレトモ其名ヲ奇
妙ノ聞カセシ爲カリノ
事也中古以來武家
ノ氣此ノ事多シ
神通ト云詞ハ佛法ニテ
凡爾也神通ノカゴハ
タ大慈ノ智恵ノ
天ナト云類元ニ其
矢ラホメテ云詞ニ其
ハナキ事也

神通ののどろ久云は上ぎののどろ久の事は實弓兵遊云
神通の痛やがものを用多し上矢の事根はぬ不帰本を
赤漆はぬへし是ハ菟紫の字依ハ痛を天子のあはばし
久あれむと紫の事久を考るは久を考るは今も赤漆を
さす是を神通と云く云く真丈云神通の痛久と云は
あき抱へ射る方小入用あり古伝書は望むは田村草紙と
いふ古き物語は神通の痛久とあるふより後の人其妄作
たるか回村草紙は神通の痛久の事あるは神通の初
神通の物其神通の事あるを見えし併法の説は神通と

縁ある物も能くある人二日月ハ成の時よりとて仕るるの紋也
 之貞丈按系系下第所ハ羽中おとら此等申け此等申け
 又ハ燒陰燒下のりも此の漆もても書く墨もも此ハ小刀の先もて
 書く又此所羽本一寸斗のけても書留書より上り書く
 又國所之の官名字これの内誰と書くはとらと云ハ的矢
 あり常々射る矢の多し是ハ名系斗書く軍陣の征矢ハ國
 所之の名字以下書く而書く此ハ軍所ハ敵を知らせんが
 犬追物の時之矢も多し又紋をかくるハ人馬ハ我名を
 かくせ書く
 或ることと紋とハ家の定紋を云ハ何れも何れも之を
 後三年の陰ハ見元より弓袋花のめ

かゝる花のめ

花のあげきもあり花ももあり
 此圖ハ花所也



一 後三年の陰ハ見元より弓袋花のめ



ケシヤウ 草
 カウツタレ
 弓袋差の役馬上を掛ける装束
 筒ぬあり

一 源三位頼政がぬえと云妖物バケモノを射る此ハ弓をハ雷上動と

名づけ此のうら矢をハ水破スイハヒヤウハ兵破と名づけ此ハ水破と云
 矢ハ鳥鷲の羽を以てもぎ兵破と云矢をハ山鳥の羽と云
 ときたりと源平盛衰記ハ見元より雷上動の弓ハいう指

の解ともいえず知れりしけり其の名いふ所の故を知らず
頼政は意あて書後まゝの如くしるは正説の如くぬる
推量をしていふは萩甘也等志の如くは傷志の考は
雷と勤の頼政友成べしといへりげも頼政の如くを
以て友を志しりるが如くは頼政友とも名をへきしるは
頼政友ともいふ頼政の家より何の如どの友を志しりるが
如くは頼政友といふべきは正説も用ゐるたゞすしるはぬ
半は志れぬよして置へし又貞丈考より水破の志は
の羽を志しりるは志れぬは志れぬは志れぬは志れぬは
水破といふは志れぬは志れぬは志れぬは志れぬは

山鳥の尾ハ黒き又ありし事 豹の皮の黄あるを志しりる
海は志れぬは志れぬは志れぬは志れぬは志れぬは
量の説く定めしりる

一 海は志れぬは志れぬは志れぬは志れぬは志れぬは
延喜式の内兵庫寮式に云 箭四具一具ハ角大伊多都伎
一具ハ角細伊多都伎一具ハ木大伊多都伎一具ハ麻麻伎各五
十隻 爲一具具別切五十人といふ又鐵十二両二分熟銅三分
日上麻林伎鐵 料用寮家物 同書に見る麻麻伎箭を伊多都伎一
は裁せしるを以て志れぬは志れぬは志れぬは志れぬは
して鉄又ハ朝と志れぬは志れぬは志れぬは志れぬは

三毛射の集へ

一

海き弓と弓あり源順が倭名抄に細射の二字を出

して唐令の内は鹵簿令の細射弓箭といふを引て今

按此間萬萬岐由巻と名づくといふ又仁徳天皇の

真卷弓矢と記し又宇治拾遺物語は門部府生と云舎

人曰くして才實のりしが海きを好て能く射しれ其

本朝廷は少えて賭射の射多に古きれしてと侍し事

見へり又古事談に中院入道は六の射あり才一和歌才二

双六才三末く木才四舞曲才五筆才六職者也と自稱せり也

し多き元より又園大曆は或人真卷弓といふのあり物也

昔名也

或は小弓といひ或は大弓といひは皆多く中國入道相國は尋

まのせしは予が所記の真弓は藤及樺を考ふればかゝる

也近代は紙を以て成樺と名づるを考へ強ひりては

是を念て思ふは延文文安の頃 近世野宮宰相定基領新井

院後君義孝は弓の事考へて其れは真卷或は真

樺ともやゆ所の字は字書より把中といふ和訓に弓うち

平家物語に九日志げごうの弓の事うちの本を考へて

ひろき一寸むらうの切てた弓もよほきりこれぞけの大将

軍の志ありとみえしこれ則真樺の事ゆ白檀紙或は紙

を紙青唐紙亦用之ゆと野宮殿考へひて是又園大曆

の花は同一紙友様ををきくるときのいほ徳之門教府生
 又中院入道の浦きを能射しりと云は友様成ををきく
 弓のよりはいあはれ別は浦き弓といふ弓ありしとこれを能射
 せりし貞丈云浦き弓のよりい本抄に見る琳賢法師の
 新見考べ—夫本抄曰云天仁元年顯孝卿家秋谷琳賢
 法師といふせん浦き弓の弓のこもこれいひききあうはく
 ありぬらう浦きを一本よりしきの弓とありしきの中のものを
誤りしよしきの弓と云ふはあつと云ふこと
 矢丈揃きりよ秋上は浦き弓といひわりのひききあう
 つあはぬ心と云へるよ心を付て考も木と井と合せしれ
 弓を浦ききりよあづ—まの向は様の弓といひてもさへ

へきをせはいいさげは浦き弓といひるの向はひききあう
 ついよあまがなるは浦き弓の弓はひききあまもあうあま揃上り
 浦き弓の弓をわがざりいひ出—しとるもこれといはてもすれば
 といひるこ又古ハトモ鞆と云は左の腕ウデに付て射し
 鞆をもさききりよをさききりてい—はれしむききあうつといひ
 弓をひきききききあうつるよはあづいけあうのまききききき
 竹を合せしよを引もあうつるよをさききききききききききき
 洞を愛てあまぬ心をい—はれし合せし物を引もあうつ
 合の急又さすればといひ洞も心を付て考べ—考り引
 ままのつよいあまぬ心といひ洞も心を付て考べ—考り引

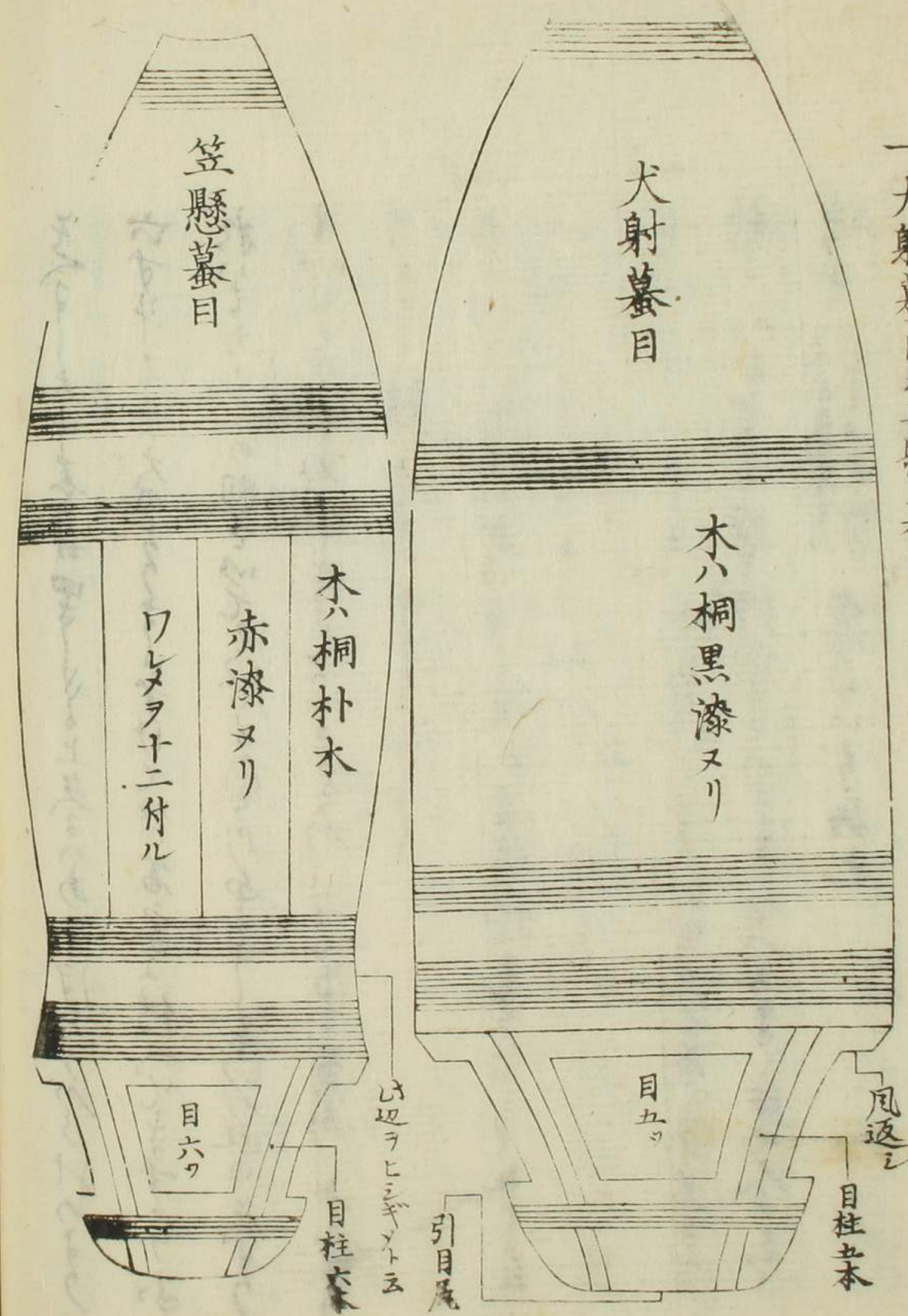
かゝら出まゝり花にまゝいつまゝみよふかの袷袴こそあり
まゝつひとおとゞれその日の装束もあやうくせんやうれひ
これまたまゝのむらぎもきりふのまゝひやまゝせう
此方のせん中よりまゝ志げ友の友を志げく巻くおの志
あまゝを友の友をこゝり押寄せ巻く

一 まちまゝ此羽かちふの羽のまゝちの蜂もまゝの食もまゝ
ふゆと云ふゆりハ蜂を好む名もまゝ義経記巻のまゝ 忠信
吉野山合 我々 我々 云 忠信はまゝ志げりあひの忠告もひまゝく 謹白の
甲此誌をいめたるいこゝり侍りしむつら井とふた刀二尺
五寸をくもまゝ利なより侍りしむつら井の刀をまゝ

まゝ一 大中表の巾着いこゝり上はあをけりまゝり
六寸半ある大のころまゝすけて佐治家へ侍りしむつら
ねはまぢまゝこの物をいそぎまゝりあまゝまゝいづれのまゝり
も一 寸半を出ししむつらまゝりまゝりまゝりあまゝの
まのねこ短いまゝりまゝりまゝり

一 さく羽といたつたおのるく射礼覺悟記に見りしむつらまゝり
ハ鶴のまゝりまゝりの巾着ハ紅袴也
一 ちのにまゝり草まゝり古ハおだうまゝりひまゝり万葉集巻七の
秋のまゝりあまの河まゝりまゝりまゝりあつたまゝり海人まゝり
まゝり ま本集巻七 十 は あ り ちづらハまゝ柄也

一 犬射墓目笠懸墓目之図



光大曰犬射墓目笠懸引目之図至て縮隠りてワラカ
 力(調度模圖を以て右方の圖を捕合馬のときの大舟
 普通之方の強弱よりして大小あり

一 引目と人を射るもの東艦卷之四以後友射兵傳尉基清
 が横後と伊勢三郎能盛が下部と關乱の所能盛馳少
 竹の根引目と強弱の区別を射るゆえなり又同書を
 十頼朝上洛の馬野路の宿と逗留の耐旅宿の内前等
 の若下馬せざりて和田太郎義盛引目を以て建て射る
 則ち馬のゆえに疵を付せし生捕りたりと云
 引目と射倒し

一 麤目^{ヒキノ}とて獸を射取事もあると云監卷二十四^{仁治二年九月廿二日}云云

親衛自藍澤被歸數日踏山野^{クノイミ、カク、カク}熊猪鹿多獲^{ク、エカリ}之其中^ニ熊

一者親衛以引目射取之^ル為先代古岡珍事^上之由諸人^ニ因感

北条左衛門將監

申ス云^ニ搦^ミ熊を引目^ヲ射取^ル是ハ弓力の甚強キ由^ニ

引目^ヲ申り骨^ヲ碎^ケテ死^スシテある^ト前^ノ記^ニ引^ル馬^上の人

を射^テ取^リたるも同^ク弓力強^キ由^ニ

一 百^ニ矢^ハと云事古^キ事^ナあり是^ハ色^ノ久^クを百^ノ筋^ノ大^キ筋^ノ筋^ノ

と云^テ供^ノの者^ハ負^フく^ルを云^ハぬ^ヘ一^ノ太平^ノ記^ノ十七^ノの卷^ノ山門^ノ攻^ノ

白^キ羽^ノの羽^ヲと云^キる^ル久^クの十五^ノ束^ノ云^ハガセ^テ何^レク^ラと一^ノ百^ノ矢^ノ

の舟^ノより一^ノ二^ノ筋^ノぬ^レの^レ弓^ノは^ハ筋^ノと云^キ又^ハ同^ク事^ナ百^ノ矢^ノ二^ノ腰^ノ取^ル

よせとあり二腰と云ハ筋二腰ノ事あり一ノ矢よせと云ハ
弓ノ負^フル^ルハ^ハ何^レヤ^レト

一 八^ツ目^ノ鑊^ノ久^クと云^テ日本^ノ紀^ノ神^ノ代^ノ事^ヲ見^ルル^ハ八^ツ目^ノ鑊^ノ久^ク編^ス夫^レ

は^ハ目^ヲを^ハツ^テあ^けく^ル事^ナありと云^ハ説^ハあり^ト亦^ハあ^るべ^シ神^ノ道^ノの^ハ久^ク

數^ノ多^クき^ルを^ハ皆^ハハ^ト云^ハク^ル八百^ノ方^ノ神^ノ大^ノ八^ツ洲^ノハ^ハ手^ノ短^キハ^ハ雲^ノ立^ハハ^ハ千^ノ

代^ノ八^ツ岐^ノ大^ノ蛇^ノ八^ツ氏^ノ人^ノ八^ツ尋^ノ鯨^ノお^のの^ハ較^ハ略^ノ數^ノ多^クき^ルを^ハツ^テ云^ハ

之^ノを^ハツ^テハ^ハツ^テ云^ハク^ル事^ナあ^るべ^シハ^ハの^ハ較^ハ略^ノの^ハ一^ノと^ハ終^ノの^ハ十^ノを^ハ除^ケ

ハ^ハツ^テ始^メも^ハ終^メも^ハ窮^メり^テ事^ナ心^ヲを^ハ較^ハ限^リり^テ多^クき^ル事^ナ

を^ハ神^ノ道^ノの^ハ初^メハ^ハ八^ツと^云ハ^ク八^ツ目^ノ鑊^ノも^ハ目^ノの^ハ數^ヲを^ハツ^テハ^ハツ^テあり^ト

あ^る事^ナ鑊^ノは^ハ目^ヲを^ハ多^クあ^けく^ル事^ナを^ハい^ふ事^ナハ^ハツ^テ目^ノと^ハい^ふ事^ナ

一 弦の上せき中せきりせきと云るを昔ハせきと云ふは
つらるといひて細川高國の小的外題は小的之書幸トアリ 弦下乃
法よりよりきれと云るの何ぞ

一 小笠原光清之記岡本美濃守縁侍の記に外も古に
了弦さひびと云事有り 今世つたきねと云物と弦端を
巻く箱のるさひびと云ハ割出と書て箱ツチの裁ツチ
つせのいきれのるさひびの母用をある割出の二字を出て
サイデと訓を付しう後撰和歌集巻七秋の前のり云
かきちとつらと云さつとを女のむすつらと云源の
此ハ「美」の字はぬりわつ種と秋の紅葉といふは

まづ白濁少彼言枕草子に云ききりつと云ふは物つた
あかひむいふあをひのてうど調度 薄萄菜割出
のをくサれとさしりのあうは有りたりを見つけしと云
一 藤ダイの矢と云るを近世ダイの雜説を作り出して人を感
はする有り物と云 藤は梯形ありくしを矢と云るは
矢の根をバムと云るは古制の藤は
梯形のあき腹ありそれハ矢の根をあるなりと云
板よと云は付腹の矢うと云は向かの方よ矢一筋を
射の矢と云向のよ草結のつ不ありそのつ不は射の矢を
まて二は射の矢は熱の矢をうみ付く熱の矢の射は

その故神の矢と云掃形ある腋は神の矢を引るは不
及故神の矢と云掃形

笠柳引目のひびぎ目の射御持長記云笠柳引目

のり五つ五筋を巻五音五形をいといとせり巻糸うも根

ひびぎ目あり実朝の御代より今の笠柳引目八定の者あり

笠柳引目カヤカケヒキノのひびぎ目の射御持長記云笠柳引目

のり五つ五筋を巻五音五形をいといとせり巻糸うも根

ひびぎ目あり実朝の御代より今の笠柳引目八定の者あり

笠柳引目カヤカケヒキノのひびぎ目の射御持長記云笠柳引目

のり五つ五筋を巻五音五形をいといとせり巻糸うも根

ひびぎ目あり実朝の御代より今の笠柳引目八定の者あり

笠柳引目カヤカケヒキノのひびぎ目の射御持長記云笠柳引目

のり五つ五筋を巻五音五形をいといとせり巻糸うも根

ひびぎ目あり実朝の御代より今の笠柳引目八定の者あり

笠柳引目カヤカケヒキノのひびぎ目の射御持長記云笠柳引目

のり五つ五筋を巻五音五形をいといとせり巻糸うも根

ひびぎ目あり実朝の御代より今の笠柳引目八定の者あり

笠柳引目カヤカケヒキノのひびぎ目の射御持長記云笠柳引目

のり五つ五筋を巻五音五形をいといとせり巻糸うも根

ひびぎ目あり実朝の御代より今の笠柳引目八定の者あり

笠柳引目カヤカケヒキノのひびぎ目の射御持長記云笠柳引目

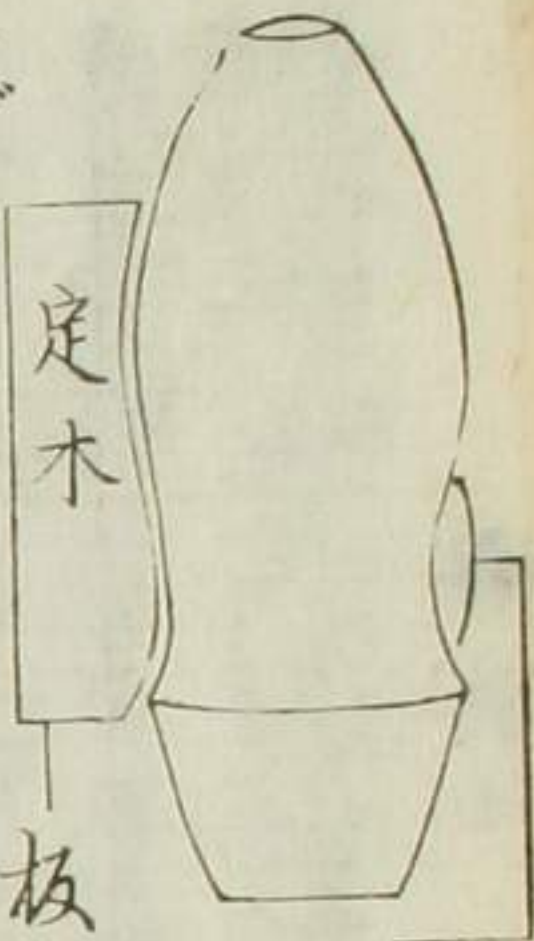
笠柳引目



ひびぎめハ中程のさう巻より下を十二ひびくは定本をあら
あゆみ不あり定本ありあつき程又定本を中らあ
たむひは笠柳引目をひびぎ大竹をひびぎあふさふ少せま
程又ひびぎめをひびぎすまひ

ひびぎめハ中程のさう巻より下を十二ひびくは定本をあら
あゆみ不あり定本ありあつき程又定本を中らあ
たむひは笠柳引目をひびぎ大竹をひびぎあふさふ少せま
程又ひびぎめをひびぎすまひ

のほゑとハ引
同のそゝる算
をさしむの
をさす



ひらぎめの本意はけりびれゝゝをひらぎめあり
十二の型はけりハはれめとにれめより音をせむす
がおもひろきとてきかへりこりと古化あり

ユブクロ
一 牙袋ヤと云ハ牙袋を指し役人の名之役者の形は化ス

一 蠶目の大小ハ射子の弓の強弱よりありあれは定方す法あり
リキソ

弓強ければ大ありを弱ければ少きを弓内射を減て大

小を定め用へし型は長サと横の長さの恰好つゝはひのり

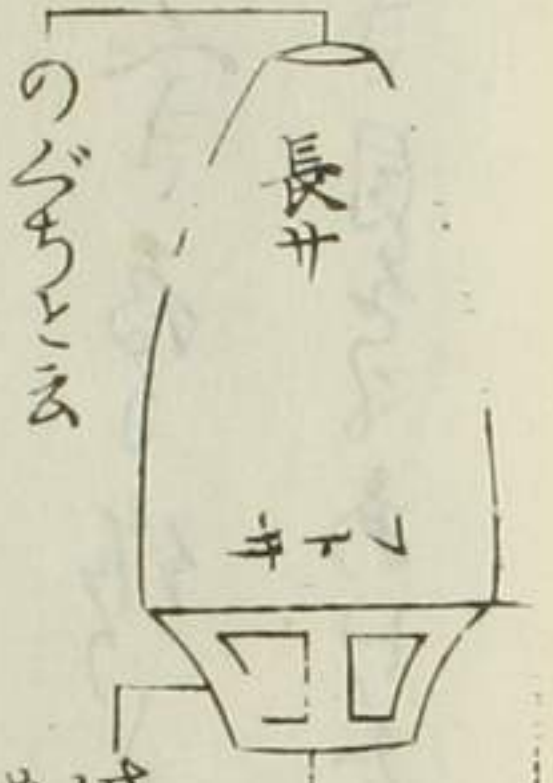
古書より抄法あり依之真丈より合格候を考へたり

記さしきとハ蠶目型は長サ五寸ありハ横の長さハ六寸

ヨロヨロと云ふ 型は長サ八寸ありハ横の長さハ

ハ九寸ありハ 皆是は准し知し 型は長サ八寸ありハ横の長さハ

木ハ朴ノ木
又ハ桐也



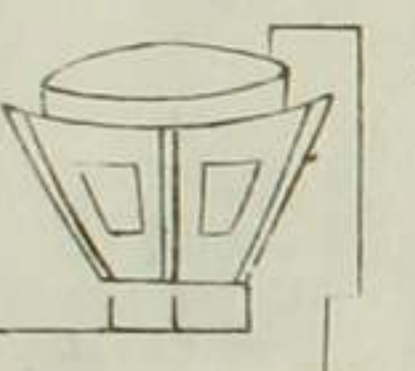
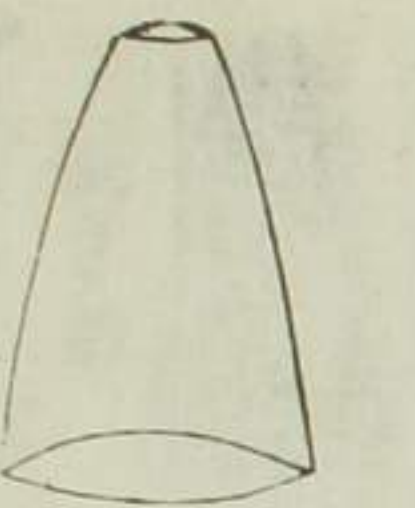
一 型をまのりて云ふはけりより 引目あり
の長さハ引目の曲長さを
四寸ありて長サのハ九寸
はべりて長サのハ九寸あり
まのりて長サハ九寸ありて
おてまのりて長サハ九寸あり

古代ハ蠶目より云職

人あり蠶目より云職

型より云職

よりハまのりて云職



一 型をまのりて云ふはけりより 引目あり
の長さハ引目の曲長さを
四寸ありて長サのハ九寸
はべりて長サのハ九寸あり
まのりて長サハ九寸ありて
おてまのりて長サハ九寸あり

めむらハ引目ハけりびれゝゝをひらぎめあり
十二の型はけりハはれめとにれめより音をせむす
がおもひろきとてきかへりこりと古化あり

一 墓目ハ元来魔生の物を退る為ニ梅出レテ物ニシテ久
 其のあやまりし候り言ある物あるが狐狸ふとを討ておる
 やのする何り言候り言の節もいとおもふしむけおのる
 とて作り出レテ物もあらずしむる言ハあつたこと
 一 ちく篋の多職人盡歎合矣細工の繪の詞よこれいぢ篋
 とてあつていられし中巻集討云うきとん子を
 さらかおあれがぬまは依るありちよりうきとんの名物と云
 佐渡篋也又信州知久の一う備と云を用るべされちう
 うきとんは徳多きと
或矢匠ノ云ウキスト云ハ篋輕クシテ水ニ入ル浮
 ク故ウキスト云ウキスハ佐渡ヨリ出ル今ハ出サ
 不知久ト云ハ信濃國ノ地ノ名也知久ト云所アリ昔信州ハ小笠原殿ノ
 領地也シユヘ知久ノ篋ヲ用レシナリ一カマト云ハ二年ヘタルハ鎌

刃ニ切ラル也三年ヘタル一刈ニ切ラレズ十タニテ切ル也一鎌ニテ刈リ取
 ルヲ一鎌トテ用ル也是ヲ鎌篋トモ云フ也鎌ニテ刈ラル故ナリ
 ○貞丈云ウキストハ水ニ浮ク故ウキスト云トハ非也堅キ篋ニテモ水
 ニ浮クモノ也沈ム事ハナキナリウキスト云ハ竹ノ肉シマラス浮キタル
 云也堅キ篋ハ肉シマリテ堅シウキスハ肉シマラスユヘ浮スト云ナリ水
 ニウク事ニハアラス何ノ篋ニテモ水ニウク也信州諏訪ノ人ノ云ク信州
 ハスヘテ竹ノ性悪シ太キ竹ナドハナシト云按スルニ寒國トルユヘニ也竹ニ
 相應セサルユヘニ竹ノ肉實セズシテウキスニナル也
 竹林派の書ハ云篋竹ハ二年竹をいさよと云三年ハ強篋ツヨノ
 と云二年またうきとんを法うきすと云といふもさうといふあり
 乃就近年の矢師は其法覚悟し居るへり遠き外林
 ハ五月廿七日未月直る月敷ハ一年より二年竹あり
 今年の五月廿七日竹を来八月切るを法うきすと
 云今年の五月廿七日竹を三年めの八月切るを法

うきすと云今年の五月生れたる竹を四年目の八月切
 してを二年竹の強筵と云年々くき竹をちのちと
 切て一年の一錢目法のおのこをまもつてその日記あり
 一 矢のまけ等を射つけの節と云るの的矢をかきうく
 常の矢よりべらうは 弓礼秘傳書
 一 村重殿の弓弓礼秘傳書 武田信直書 小笠原清元記 云村重殿と云ハ殿を
 むくくとちりしてつらひいりを云く是ハ重殿の根本を
 而廿八世六合をハ六十四のつらひは巻目より其奈の
 う、弓はずべてむら重殿と云く是ハ礼の中はう村重
 藤のまやうを定ても是ハ口傳てあること

一 サシエヒラ 差箆弓法秘傳書云箆さきうう箆さう箆かり箆
 云ありさううう箆本云 見えさうきうえひうと云ハ板
 目ハ管ハめくさうきうううううううううううううう
 きちやうめんをさうきたう
 一 カワエヒラ 革箆射法拾遺抄云志と革志ひうあハ略儀と何う
 公方極成成身云箆皮志ひう略儀ありさううううう
 ら本ありかハ箆と云ハあめううううううううううう
 箆と云ハ井猪の皮をかきと云えさううううううううう
 のうをさあめう皮をううううううううううう
 一 だう布の弓の弦をううううううううううううう

多子ぬまに相上下矢指處三羽白尾をつつろ惣辨八尾を
奏ず是をせんだ奏のちとち

そは忠のちとち八承正家中竹馬記云とを黒のちとち竹を
ぬく皮を墨こち竹をハぬよしとをば本げり

あくぬま 上十矢スリニ羽ニ
白尾ヲツカワナリ

二重赤漆のちとちの同書云又こき赤うろち木を

前も赤うろちとちをふかぬうろちとち竹を
こき赤うろちとちぬり木をうすき赤うろちとちぬり
矢まりのちとち最三羽の白漆をつとぬあつろちとち
漆の何もませぬぬるもとち

赤ゆうせんうけまのちとちのち同書云空穂の何はま

てもぬまに但犬の皮あくの皮あとかかけぬ又赤漆を
挿約の皮ハ入る依て料砂もとち常航あつぬ又

ゆうせんをも懸くち慈照院殿代國中(伝系武具
帯して糸せうりちりあつ時小笠原体部大中赤手毛

せんを懸たろちやま十六矢をうろちやろをうけてう付け
乾と有り小笠原播州元長物語あつとち毛皮を引ひは

て赤ゆうせんを色こちとち赤ゆうせんとい緋らちぬる
とのちゆうせんのもちぬるもあつちゆうせんのかき渡ハ免

あつて、月ひらぬぬりまぬるも空穂のぬるも若

むきまひハミズバクと云ハ誤也

一 鷓目梅之事本鑑建久元年九月十八日條侯野矢即覽

之無文深羽以鷓目梅ウツラメノカバ換之ウツラ藤口卷也又蛭川親元

の記を羽形と云者まうづめの梅カバをまぐ形久らう

又上矢うづめの梅のカバをまぐ真極マニノカバは對して梅

のあまはをもくをうづめの梅と云く梅のあまはの毛 鷓の羽は似て

一 焦篋コガシノの事小笠懸引目のつらよ月めも篋を西條こづ

したるあまは射涉拾遺抄云こづのを月めこづ

のうけのめこづ射を方圓書云かづハこづのこづ

あま篋をうづけをるれよ大まをかうこづすこづ

フシノ上ノ所バカリ火ニテフシカダ
如クコガシテ外ハ白クシテ置也

一 さき篋の事前記に記せしむ誤ありき篋黒漆

をすつをあくさつと傳へりるべしうけをた射を

黒くすつをあくさつと傳へりるべしうけをた射を

云一子神流の糸篋ウルニニテサツハウスクスル又のこみ

篋赤ウルシニテノミタウスクスルルフ云もすりこウスクスル之フ云的出張記云ウスクスル的フ云のフ云糸

うけ塗るうけわをいハ的矢本式ハ白篋ニニテフシカケトリタルフ云云フ云篋も不若

云是ウルシニテサツトヌリテコクフシカゲヲトル本間流聞書云フ云うづめの糸

一の下の塗るうけ此サハシト云意モウルシヌリテ次第たる也ニウスクサツトナリタルサシテサハ

トハ云ヘナルヘシ次来くよ白ひ何ウやうフなフすフめフいフるフ云

云々永仁帝衣始記云篋思重サハシ云々此文を以て志重
トサハシトぬりぬりニ多あるを初一

一 並び篋と云ハサキヨク篋の事ニサキヨク篋ハ拭篋ト云

サハシノハシラ反切ハヒトナレシ
依之サハシノヲサビノトモ云 節の上を

漆ト云ハサキヨク篋ノ事ニサキヨク篋ハ拭篋ト云

一 筋ヲサキヨク夫の教の事 保元後平治西八郎の事

をウケルル事云々ト云ハサキヨク篋ノ事ニサキヨク篋ハ拭篋ト云

為ルル事云々ト云ハサキヨク篋ノ事ニサキヨク篋ハ拭篋ト云

一 矢ニテ十八ヤリノ事 矢ニテ九ヤリノ事 矢ニテ一ヤリノ事

ハサキヨク篋ノ事ニサキヨク篋ハ拭篋ト云

一 一腰ニ腰ト云ハサキヨク篋ノ事ニサキヨク篋ハ拭篋ト云

一 加竹の事 小笠原の事 矢ノ事 舟の事 けりすの事 矢ノ事

一 加竹の事 小笠原の事 矢ノ事 舟の事 けりすの事 矢ノ事

一 加竹の事 小笠原の事 矢ノ事 舟の事 けりすの事 矢ノ事

一 加竹の事 小笠原の事 矢ノ事 舟の事 けりすの事 矢ノ事

一 加竹の事 小笠原の事 矢ノ事 舟の事 けりすの事 矢ノ事

一 加竹の事 小笠原の事 矢ノ事 舟の事 けりすの事 矢ノ事

一 加竹の事 小笠原の事 矢ノ事 舟の事 けりすの事 矢ノ事

一 加竹の事 小笠原の事 矢ノ事 舟の事 けりすの事 矢ノ事

夫木抄知家明
加竹の事云々
まきと云ハサキヨク篋ノ事ニサキヨク篋ハ拭篋ト云

又一節云竹の節と節との間をヨと云ヨハヤシキの略
評云古語は異竹の節のむらうも木の節にして言せぬ
所の多くもあり節と節のけがりの一と云と別あり
を知へ外の矢はいぬを以て矢若とすれは征矢と
限るなりを不用竹の節の所を以て若とすれは言の意

貞丈離記十

